

熊原第20-008号

令和2年7月31日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 北川 健一

原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の

加工の事業に係る保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更の認可を申請します。

本書の記載事項のうち 内の記載事項には、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

加工施設保安規定の変更

1. 変更の内容

別添「新旧対照表」のとおり変更する。

2. 変更の理由

以下の理由により、その保安上の措置について定めるため原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（令和元年6月11日付け認可）の一部を変更する。

- (1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更
 - ① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。
 - ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。
 - ③ 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、別表18の保安に関する記録を変更する。
 - ④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。
- (2) その他
上記の他、適宜、記載の適正化を図る。

3. 変更の詳細

(1) 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」の改正（令和2年4月1日施行）に伴う変更

① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。

(ア) 保安品質マネジメントシステムの目的（第3条の3）

(イ) 定義（第3条の4）

(ウ) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（第3条の5）

(エ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項（第4条）

(オ) 保安品質マネジメントシステムの文書化（第4条の2）

(カ) 保安品質マニュアル（第4条の3）

(キ) 文書の管理（第4条の4）

(ク) 記録の管理（第4条の5）

(ケ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ（第5条）

(コ) 原子力の安全の確保の重視（第5条の2）

(サ) 保安品質方針（第6条）

(シ) 保安品質目標（第7条）

(ス) 保安品質マネジメントシステムの計画（第7条の2）

(セ) 責任及び権限（第7条の3）

(ソ) 保安品質マネジメントシステム管理責任者（第7条の4）

(タ) 管理者（第7条の5）

(チ) 組織の内部の情報の伝達（第7条の6）

(ツ) マネジメントレビュー（第8条）

(テ) マネジメントレビューに用いる情報（第9条）

(ト) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置（第10条）

(ナ) 資源の管理（第10条の2）

(ニ) 要員の力量の確保及び教育訓練（第10条の3）

(ヌ) 個別業務に必要なプロセスの計画（第11条）

(ネ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項（第11条の2）

(ノ) 個別業務等要求事項の審査（第11条の3）

(ハ) 組織の外部の者との情報の伝達等（第11条の4）

(ヒ) 設計・開発計画（第12条）

(フ) 設計・開発に用いる情報（第12条の2）

(ヘ) 設計・開発の結果に係る情報（第12条の3）

(ホ) 設計・開発レビュー（第12条の4）

(マ) 設計・開発の検証（第12条の5）

(ミ) 設計・開発の妥当性確認（第12条の6）

(ム) 設計・開発の変更の管理（第12条の7）

(メ) 調達プロセス（第12条の8）

(モ) 調達物品等要求事項（第12条の9）

- (ヤ) 調達物品等の検証 (第 12 条の 10)
- (キ) 個別業務の管理 (第 12 条の 11)
- (ク) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (第 12 条の 12)
- (ケ) 識別管理 (第 12 条の 13)
- (コ) トレーサビリティの確保 (第 12 条の 14)
- (カ) 組織の外部の者の物品 (第 12 条の 15)
- (キ) 調達物品の管理 (第 12 条の 16)
- (ク) 監視測定のための設備の管理 (第 12 条の 17)
- (ケ) 監視測定、分析、評価及び改善 (第 12 条の 18)
- (コ) 組織の外部の者の意見 (第 12 条の 19)
- (カ) 保安内部監査 (第 13 条)
- (キ) プロセスの監視測定 (第 13 条の 2)
- (ク) 機器等の検査等 (第 13 条の 3)
- (ケ) 不適合の管理 (第 14 条)
- (コ) データの分析及び評価 (第 14 条の 2)
- (カ) 継続的な改善 (第 14 条の 3)
- (キ) 是正処置等 (第 15 条)
- (ク) 未然防止処置 (第 15 条の 2)

② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。

- (ア) 安全文化の醸成 (第 3 条の 2)
- (イ) 保安品質マネジメントシステムの文書化 (第 4 条の 2)
- (ウ) 巡視・点検 (第 29 条)
- (エ) 操作上の一般事項 (第 30 条)
- (オ) 初期消火活動のための体制の整備 (第 30 条の 2)
- (カ) 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置 (第 30 条の 3)
- (キ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置 (第 30 条の 4)
- (ク) 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 (第 32 条)
- (ケ) 保全区域 (第 45 条の 2)
- (コ) 施設管理に係る計画及び実施 (第 58 条)
- (サ) 使用前事業者検査の実施 (第 59 条の 2)
- (シ) 定期事業者検査の実施 (第 59 条の 3)
- (ス) 定期事業者検査の報告 (第 59 条の 4)
- (セ) 施設定期自主検査 (第 60 条)
- (ソ) 施設定期自主検査項目 (第 61 条)
- (タ) 施設定期自主結果の報告 (第 62 条)
- (チ) 施設管理方針及び施設管理目標 (第 62 条の 2)
- (ツ) 保全対象範囲の策定 (第 62 条の 3)
- (テ) 保全重要度の設定 (第 62 条の 4)

- (ト) 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視（第 62 条の 5）
- (ナ) 保全計画の策定（第 62 条の 6）
- (ニ) 保全の実施（第 62 条の 7）
- (ヌ) 保全の結果の確認・評価（第 62 条の 8）
- (ネ) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置（第 62 条の 9）
- (ノ) 保全の有効性評価（第 62 条の 10）
- (ハ) 施設管理の有効性評価（第 62 条の 11）
- (ヒ) 定期評価に係る計画及び実施（第 94 条）
- (フ) 定期評価に係る評価及び改善（第 95 条）
- (ヘ) 加工施設の定期的な評価（第 96 条）

③ 記録事項の名称等を変更する。

- (ア) 保安に関する記録（別表 18（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係））

④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

- (ア) 情報の共有及び公開（第 15 条の 3）
- (イ) 職務（第 17 条）
- (ウ) 核燃料取扱主任者の職務（第 19 条）
- (エ) 核燃料安全委員会（第 21 条）
- (オ) 設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練（第 24 条）
- (カ) 加工施設の操作に係る計画及び実施（第 25 条）
- (キ) 漏えい管理（第 34 条）
- (ク) 消火又は延焼の防止等（第 37 条の 3）
- (ケ) 放射線管理に係る計画及び実施（第 38 条）
- (コ) 加工施設への人の不法な侵入等の防止（第 46 条の 2）
- (サ) 放射線測定器類の管理（第 53 条）
- (シ) 施設管理に係る計画及び実施（第 58 条）
- (ス) 施設管理に係る評価及び改善（第 59 条）
- (セ) 計器及び放射線測定器の校正（第 59 条の 5）
- (ソ) 非常時用資機材の整備（第 85 条）
- (タ) 記録（第 97 条）
- (チ) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域図（別図 2 - (2)）
- (ツ) 保安活動関連文書階層図（別図 4）
- (テ) 核燃料物質等を取り扱う加工施設（別表 2（第 27 条、第 62 条の 6 第 7 項関係））
- (ト) 施設定期自主検査（別表 13（第 61 条関係））
- (ナ) 定期事業者検査、点検及び巡視査（別表 13 の 2（第 59 条の 3、第 62 条の 6 第 5 項、第 7 項関係））
- (ニ) 保安に関する記録（別表 18（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係））

- (ヌ) 保安規定条項と規則、基準の関係（別表 19（第 4 条の 2、第 10 条の 2、第 11 条関係））
- (ネ) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付 1（第 30 条の 3 関係））
- (ノ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（添付 2（第 30 条の 4 関係））

(2) その他の記載の適正化を行う。

- ① 目的（第 1 条）
- ② 設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置（第 30 条の 3）
- ③ 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置（第 30 条の 4）
- ④ 異常時の措置（第 36 条）
- ⑤ 管理上の人の区分（第 47 条）
- ⑥ 被ばくの低減措置（第 50 条）
- ⑦ 新規規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持（第 65 条の 2）
- ⑧ 放射性液体廃棄物（第 74 条）
- ⑨ 放射性気体廃棄物（第 75 条）
- ⑩ 保安に関する記録（別表 18（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係））

4. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、20日以内に施行する。

以上

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定

新旧対照表

令和2年7月

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）」第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>これに係る</u>災害を防止することを目的とする。</p> <p>（適用範囲） 第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第3条 社長、熊取事業所長（以下「所長」という。）、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時役員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。</p> <p>2. 所長は、臨時役員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時役員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。</p> <p>（安全文化の醸成） 第3条の2 <u>社長は、安全を最優先にした保安活動の実現を目的として、安全文化を醸成するための方針を定め、第2項に定める事項を実施させる。また、社長は第2項から第3項に定める事項を確実にするため、安全文化醸成に関する規則を定める。</u></p> <p>2. <u>所長及び品質・安全管理室長は、第1項の方針に基づき安全文化を醸成するための活動計画を年度ごとに策定し、実施する。</u></p> <p>3. <u>社長は自らを委員長とする安全文化評価委員会を設置し、年1回以上第2項の活動状況をレビューする。その結果に基づき、必要に応じて第1項の方針を見直すとともに第2項の次年度の活動計画に反映させる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的） 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）」第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所（以下「事業所」という。）の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって<u>核燃料物質による</u>災害を防止することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;"><u>第3条の2 削除</u></p>	<p>(2)① 記載の適正化。</p> <p>(1)②(ア) 安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 品質保証体制</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 <u>保安品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>（保安品質マネジメントシステムの目的）</u></p> <p><u>第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</u></p> <p>(2) <u>「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条第4号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。</u></p> <p>(3) <u>「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。</u></p> <p>(4) <u>「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。</u></p> <p>(5) <u>「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。</u></p> <p>(6) <u>「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。</u></p> <p><u>（保安品質マネジメントシステムの適用範囲）</u></p> <p><u>第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。</u></p>	<p>(1)①(ア) 品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p> <p>(1)①(イ) 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈の例に倣う他、この規定で用いる用語の定義の記載を追加する。</p> <p>(1)①(ウ) 品質マネジメントシステムに関する事項の記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善)</p> <p>第4条 社長は、<u>安全文化を基礎として「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。</u></p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第3項を示す。)</p> <p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条</p> <p>3. <u>原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。これに基づき資源の適切な配分を行うために、第1項の基準及び関連標準には、必要に応じて、グレード分けの記載を含める。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができるとする。</u></p> <p>(1) <u>プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</u></p> <p>(2) <u>プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u></p> <p>(3) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u></p> <p>(4) <u>作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u></p> <p>(5) <u>運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u></p>	<p>(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第4条 社長は、<u>保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>2. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>(1) <u>加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）</u></p> <p>(2) <u>加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>(3) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>3. <u>各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。</u></p> <p>4. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。</u></p> <p>(1) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</u></p> <p>(2) <u>プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。</u></p> <p>(3) <u>プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（別図1に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>(4) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>(5) <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) <u>プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>(8) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。</u></p>	<p>(1)①(エ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
	<p>5. <u>社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> ・ <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u> ・ <u>要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> ・ <u>全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> ・ <u>要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> ・ <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> ・ <u>安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> ・ <u>原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <p>6. <u>各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第 12 条の 8 調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。</u></p> <p>7. <u>社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	<p>(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>2. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムを品質保証計画書として文書化する。品質保証計画書においては、保安活動の品質保証組織、計画、実施、評価及び改善に関する事項を定める。</u></p> <p>3. <u>社長は、この規定及び品質保証計画書に基づき、保安品質マネジメントシステムの実施手順を自ら各規則に定める、又は、所長若しくは品質・安全管理室長に各基準として定めさせる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表 19 に示す。</u></p> <p>4. <u>保安品質マネジメントシステムの文書は、次のとおりとする。文書の階層を別図 4 に示す。</u></p> <p>(1) 保安規定</p> <p>(2) <u>品質保証計画書</u></p> <p>(3) 保安品質方針</p> <p>(4) <u>規則(この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について社長が定めた文書)</u></p> <p>(5) 保安品質目標</p> <p>(6) <u>基準(この規定及び品質保証計画書に基づき保安活動について定めた文書であって規則を除くもの)</u></p> <p>(7) <u>標準(要領、手順書その他保安に関する文書であって(2)、(4)又は(6)に基づいて定めたもの)</u></p> <p>(8) 記録</p>	<p><u>(保安品質マネジメントシステムの文書化)</u></p> <p><u>第 4 条の 2</u> 社長は、前条第 1 項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、<u>保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表 19 に示す。</u></p> <p>2. <u>保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図 4 に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第 6 章に定める。</u></p> <p>(1) 保安規定</p> <p>(2) <u>保安品質マニュアル</u></p> <p>(3) 保安品質方針</p> <p>(4) <u>施設管理方針</u></p> <p>(5) <u>規則(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの)</u></p> <p>(6) 保安品質目標</p> <p>(7) <u>施設管理目標</u></p> <p>(8) <u>基準(1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの)</u></p> <p>(9) <u>標準(要領、手順書、指示書、図面等の保安文書(以下「手順書等」という。)であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの)</u></p> <p>(10) 記録</p> <p><u>(保安品質マニュアル)</u></p> <p><u>第 4 条の 3</u> 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p>(2) <u>保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p>(3) <u>保安品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>(4) <u>保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p>(5) <u>プロセスの相互の関係</u></p>	<p>(1)①(オ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)②(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)①(カ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第11条第2項を示す。)</p> <p><u>(業務の計画及び実施)</u></p> <p><u>第11条</u></p> <p>2. 品質保証部長は、<u>第1項の基準及び関連標準の文書管理に関する基準を定める。この基準には、次の事項並びに核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</u></p> <p><u>(1) 文書の体裁に関すること。</u></p> <p><u>(2) 第3項のグレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。</u></p> <p><u>(3) 文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。</u></p> <p><u>(4) 旧版管理に関すること。</u></p>	<p><u>(文書の管理)</u></p> <p><u>第4条の4</u> 品質保証部長は、<u>基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</u> ・ <u>文書の組織外への流出等の防止</u> ・ <u>保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u> ・ <u>核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順</u> <p>2. <u>品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</u></p> <p><u>(1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p><u>(2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</u></p> <p><u>(3) 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u></p> <p><u>(4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p><u>(6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p><u>(7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p><u>(8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p><u>(記録の管理)</u></p> <p><u>第4条の5</u> 各部長及び各グループ長は、<u>個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p>2. <u>品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。</u></p>	<p>(1)①(キ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ク) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(責任及び権限)</p> <p>第5条 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</p> <p>2. 社長は、所長に管理責任者として保安品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、事業所全体へ原子力安全についての認識を高めさせる。</p> <p>また、社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 経営責任者等の責任</u></p> <p>(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第5条 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>(1) 保安品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。</p> <p>(3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(4) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(6) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>(7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>(1)①(ケ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(コ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>次の事項に配慮して、関係法令及びこの規定の遵守、並びに原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) <u>原子力安全の要求事項を満たすこと及び保安品質マネジメントシステムを継続的に改善すること。</u> (3) <u>各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこと。</u> (4) <u>社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</u> (5) <u>方針が原子燃料工業株式会社の経営理念に対して適切であり続けるために変更の必要性をレビューすること。</u></p> <p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 所長は管理責任者として、各部長に保安品質目標を<u>次の点に留意して年度ごとに設定させる。</u></p> <p>(1) <u>各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を作成し、文書化すること。</u></p> <p>(2) 所長は、各部長の保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、<u>その達成度が判定可能であることを確認すること。</u></p>	<p>(保安品質方針)</p> <p>第6条 社長は、<u>保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。</u></p> <p>(1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。 (2) <u>要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u> (3) <u>保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u> (4) <u>要員に周知され、理解されていること。</u> (5) <u>保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>(保安品質目標)</p> <p>第7条 所長は管理責任者として、各部長に保安品質目標（<u>個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。</u>）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を<u>年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施事項</u> ・ <u>必要な資源</u> ・ <u>責任者</u> ・ <u>実施事項の完了時期</u> ・ <u>結果の評価方法</u> <p>2. <u>所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。</u></p>	<p>(1)①(サ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(シ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>（以下の四角囲み内に、関連する条文として第5条第1項を示す。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">（責任及び権限）</p> <p>第5条 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条に示すとおり定め、保安教育又は社内通達で周知する。</p> </div> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">（保安品質マネジメントシステムの計画）</p> <p><u>第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。</u></p> <p>2. <u>社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>(2) <u>保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</u></p> <p>(3) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>(4) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p style="text-align: center;">（責任及び権限）</p> <p><u>第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。</u></p> <p style="text-align: center;">（保安品質マネジメントシステム管理責任者）</p> <p><u>第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p>(1) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>(2) <u>保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。</u></p> <p>(3) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>(4) <u>関係法令を遵守すること。</u></p>	<p>(1)①(ス) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(セ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ソ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(管理者)</u></p> <p><u>第 7 条の 5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第 16 条及び第 17 条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u></p> <p><u>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p><u>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p><u>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</u></p> <p><u>(5) 関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p><u>(1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p><u>(2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p><u>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p><u>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p><u>(5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p><u>3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p>	(1)①(タ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。
—	<p><u>(組織の内部の情報の伝達)</u></p> <p><u>第 7 条の 6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。</u></p>	(1)①(チ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、<u>関係法令及びこの規定の遵守状況を確認するとともに、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回以上保安委員会を開催し、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針、保安品質目標及び保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価を含むレビューを行う。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</u></p> <p>(マネジメントレビューへのインプット)</p> <p>第9条 保安委員会のインプットは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安品質目標 (2) 内部監査計画・結果 (3) <u>所管官庁検査の結果及び指導事項</u> (4) <u>プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</u> (5) <u>予防処置及び是正処置の状況</u> (6) <u>前回までの保安委員会の結果に対するフォローアップ</u> (7) <u>保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> (8) <u>改善のための提案</u> 	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条 社長は、<u>保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。</u></p> <p>2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>第9条 <u>所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>保安内部監査の結果</u> (2) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u> (3) <u>プロセスの運用状況</u> (4) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</u> (5) <u>保安品質目標及び施設管理目標の達成状況</u> (6) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> (7) <u>関係法令の遵守状況</u> (8) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> (9) <u>従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置</u> (10) <u>保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> (11) <u>部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む）からの改善のための提案</u> (12) <u>資源の妥当性</u> (13) <u>保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u> 	<p>(1)①(ツ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(テ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由	
<p>(マネジメントレビューからのアウトプット)</p> <p>第10条 保安委員会のアウトプットは、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかわる改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第8条第3項を示す。)</p> <table border="1" data-bbox="106 751 1320 869"> <tr> <td> <p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条</p> <p>3. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</p> </td> </tr> </table>	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条</p> <p>3. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</p>	<p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p>	<p>(1)①(ト)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第8条</p> <p>3. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果を記録する。</p>			

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p style="text-align: center;"><u>第3節 資源の管理</u></p> <p><u>(資源の確保)</u></p> <p><u>第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長に明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。</u></p> <p>(1) <u>要員</u></p> <p>(2) <u>個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u></p> <p>(3) <u>作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p><u>(要員の力量の確保及び教育訓練)</u></p> <p><u>第10条の3 所長又は各部長は、要員が個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）を有することを第23条及び第24条に定める教育・訓練により実証し、各部長は第28条に基づいて確保した者を要員に充てる。</u></p> <p>2. <u>各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、第23条に定める保安教育並びに第25条及び第26条に定める加工施設の操作の計画、実施、評価及び改善に基づき次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u></p> <p>(2) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。</u></p> <p>(3) <u>前号の措置の実効性を評価すること。</u></p> <p>(4) <u>要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">一 <u>保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p style="margin-left: 2em;">三 <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>(5) <u>要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>(1)①(ナ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ニ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(業務の計画及び実施)</p> <p>第11条 所長は第4条第3項に基づき、管理責任者として、以下の各号に係る計画・実施・評価・改善の業務に関するプロセスを、業務の実施・記録における識別及びトレーサビリティの要求、組織外の所有物がある場合の扱いを含めて、品質保証計画書を受け保安活動について定めた業務の計画として、別表19に記載の各基準を担当部長に定めさせる、又は自ら定める。以下の(7)及び(8)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 文書管理 (2) 調達管理及び設計・開発管理 (3) 是正処置及び予防処置 (4) 教育・訓練 (5) 加工施設の操作 (6) 放射線管理 (7) 施設定期自主検査 (8) 補修及び改造 (9) 核燃料物質の管理 (10) 放射性廃棄物管理 (11) 初期消火活動 (12) 事故等対処活動 (13) 異常時の措置 (14) 非常時の措置 (15) 定期評価 (16) 記録管理</p> <p>2. 品質保証部長は、第1項の基準及び関連標準の文書管理に関する基準を定める。この基準には、次の事項並びに核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順を含める。</p> <p>(1) 文書の体裁に関すること。 (2) 第3項のグレード分けの適切性を含む内容の適切性の審査・承認に関すること。 (3) 文書の識別及び適用する版の管理、並びに外部文書に関すること。 (4) 旧版管理に関すること。</p> <p>3. 原子力安全に対する重要性の観点から、加工施設の安全を確保するために必要な機能とその喪失時の影響の程度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。これに基づき資源の適切な配分を行うために、第1項の基準及び関連標準には、必要に応じて、グレード分けの記載を含める。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができるとする。</p> <p>(1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u></p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。</p> <p>(1) 加工施設の操作 (2) 放射線管理 (3) 加工施設の施設管理 (4) 核燃料物質の管理 (5) 放射性廃棄物管理 (6) 非常時の措置</p> <p>2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。） (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p>	<p>(1)①(ヌ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(2) <u>プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度。</u></p> <p>(3) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度。</u></p> <p>(4) <u>作業プロセス、要員、要領及び設備等に対する特別な管理や検査の必要性の程度。</u></p> <p>(5) <u>運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>4. <u>所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p> <p><u>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</u></p> <p>第11条の2 <u>担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、明確に定める。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>関係法令</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</u></p> <p><u>(個別業務等要求事項の審査)</u></p> <p>第11条の3 <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら確認する。</u></p> <p>(1) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p>(2) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</u></p> <p>(3) <u>担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p><u>(組織の外部の者との情報の伝達等)</u></p> <p>第11条の4 <u>所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u> ・ <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> ・ <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u> ・ <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u> 	<p>(1)①(ネ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ノ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ハ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 <u>業務管理部長は、物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</u></p> <p>(1) <u>調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</u></p> <p>(2) <u>供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</u></p> <p>(3) <u>評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</u></p> <p>(4) <u>調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</u></p> <p>(5) <u>供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</u></p> <p>2. <u>設備管理部長は、施設及び設備の改造のための設計・開発に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長は、その基準に従って設計・開発管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</u></p> <p>(2) <u>改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</u></p> <p>(3) <u>改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</u></p> <p>(5) <u>設計変更に際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、前項の設計・開発にあたって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動（以下「保全」という。）において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</u></p>	<p>(設計・開発計画)</p> <p>第12条 <u>設備管理部長は、第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>(3) <u>設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</u></p> <p>(4) <u>設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>3. <u>担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p>	<p>(1)①(ヒ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第1号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (1) <u>改造の各段階に必要な要求事項を含めた管理方法を明確にすること。</u></p> <p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第3号及び第3項を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. (3) <u>改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p> <p>3. 担当部長は、前項の設計・開発にあたって、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、<u>巡視・点検、施設定期自主検査、並びに補修及び改造を含む加工施設の安全機能を維持するための活動(以下「保全」という。)</u>において留意すべき事項を抽出し、記録する。担当部長は、保全を実施するため、その記録を維持する。</p>	<p>(設計・開発に用いる情報)</p> <p>第12条の2 <u>担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(1) <u>機能及び性能に係る要求事項</u> (2) <u>従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</u> (3) <u>関係法令</u> (4) <u>その他設計・開発に必要な要求事項</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>(設計・開発の結果に係る情報)</p> <p>第12条の3 <u>担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>3. 担当部長は、<u>設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u> (2) <u>調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に規定する保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。)</u> (3) <u>合否判定基準を含むものであること。</u> (4) <u>機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>(1)①(フ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(へ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第2号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. <u>(2) 改造に係る要求事項を明確にし、当該施設及び設備の関係者を含めたレビューを行うこと。</u></p>	<p>(設計・開発レビュー)</p> <p>第12条の4 <u>担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計・開発レビュー」という。）を実施する。</u></p> <p>(1) <u>設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>(1)①(ホ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第2項第3号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第12条 2. <u>(3) 改造の各段階における結果を設計した者以外が検証し、承認後、次工程へ進めること。</u></p>	<p>(設計・開発の検証)</p> <p>第12条の5 <u>担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。）。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をさせる。</u></p>	<p>(1)①(マ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第 12 条第 2 項第 4 号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第 1 2 条</p> <p>2.</p> <p>(4) <u>改造施設及び設備の使用前に要求事項に対する妥当性確認を行うこと。ただし、使用前の確認が実行可能でない場合を除く。</u></p>	<p>(設計・開発の妥当性確認)</p> <p>第 1 2 条の 6 <u>担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)</u></p> <p>2. <u>担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(設計・開発の変更の管理)</p> <p>第 1 2 条の 7 <u>担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p>	<p>(1)①(ミ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(ム) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第 12 条第 2 項第 5 号を示す。)</p> <p>(調達管理及び設計・開発管理)</p> <p>第 1 2 条</p> <p>2.</p> <p>(5) <u>設計変更に際して、当該変更が施設に及ぼす影響の評価を含むレビューを行うこと。</u></p>	<p>3. <u>担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、第 2 項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第12条第1項を示す。)</p> <p><u>(調達管理及び設計・開発管理)</u></p> <p>第12条 業務管理部長は、<u>物品及び役務の調達に関し、次の事項を含む基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品及び役務（以下「調達製品」という。）の検証後、使用までの間の適切な管理の方法を定める。</u></p> <p>(1) <u>調達製品の調達要求事項を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査されること。なお、調達要求事項には、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項を含めること。</u></p> <p>(2) <u>供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。選定、評価及び再評価の判断基準を定めること。</u></p> <p>(3) <u>評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。</u></p> <p>(4) <u>調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の活動を定めること。</u></p> <p>(5) <u>供給者先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にすること。</u></p>	<p><u>(調達プロセス)</u></p> <p>第12条の8 業務管理部長は、<u>第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>2. <u>担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>3. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>4. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>5. <u>担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>6. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p>	<p>(1)①(メ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(調達物品等要求事項)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p>(1) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u></p> <p>(2) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>(3) <u>調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>(4) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項</u></p> <p>(5) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u></p> <p>(6) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>(7) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>2. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>3. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>4. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	(1)①(モ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。
—	<p><u>(調達物品等の検証)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 0 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>2. <u>担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p>	(1)①(ヤ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(個別業務の管理)</u> <u>第 1 2 条の 1 1 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u> (1) <u>加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u> (2) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u> (3) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u> (4) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u> (5) <u>第 13 条の 2 の規定に基づき監視測定を実施していること。</u> (6) <u>本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</u> <u>第 1 2 条の 1 2 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、第 1 項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u> (1) <u>当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</u> (2) <u>妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</u> (3) <u>妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p>	<p>(1)①(キ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(ユ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（識別管理）</u> <u>第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</u></p>	<p>(1)①(エ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>
—	<p><u>（トレーサビリティの確保）</u> <u>第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u></p>	<p>(1)①(ヨ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>
—	<p><u>（組織の外部の者の物品）</u> <u>第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>(1)①(ワ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>
—	<p><u>（調達物品の管理）</u> <u>第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</u></p>	<p>(1)①(ヲ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(監視測定のための設備の管理)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 7 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</u></p> <p><u>3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第 11 条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</u></p> <p><u>(2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</u></p> <p><u>(3) 所要の調整がなされていること。</u></p> <p><u>(4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p><u>(5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p><u>4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</u></p> <p><u>5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p>	<p>(1)①(シ)</p> <p>品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>—</p> <p>—</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 節 評価及び改善</u></p> <p><u>(監視測定、分析、評価及び改善)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 8 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第 4 条の 2 に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。</u></p> <p><u>2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。</u></p> <p><u>(組織の外部の者の意見)</u></p> <p><u>第 1 2 条の 1 9 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p>	<p>(1)①(あ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(い) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(内部監査)</p> <p>第 1 3 条 品質・安全管理室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するため、内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、<u>内部監査計画を作成し、選定基準を満たす被監査対象部署以外の者より選任した監査員により、年 1 回以上、監査させる。</u></p> <p>2. 前項の基準には、<u>監査員の選定基準、監査の計画及び実施、結果の報告、記録の作成及び維持に関する責任、並びに要求事項を記載する。</u></p> <p>3. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</p>	<p>(保安内部監査)</p> <p>第 1 3 条 品質・安全管理室長は、<u>保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。</u>品質・安全管理室長は、この基準に基づき、<u>保安活動の重要度に応じて、年 1 回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。</u></p> <p>(1) <u>保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> (2) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>2. 前項の基準には、<u>保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>3. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>第 1 項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>5. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。</u></p> <p>6. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</u></p> <p>7. <u>品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。</u></p> <p>8. <u>品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。</p>	<p>(1)①(う) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p><u>(プロセスの監視測定)</u></p> <p><u>第 1 3 条の 2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。</u></p> <p><u>2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第 4 条第 4 項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。</u></p> <p><u>3. 所長及び各部長は、第 1 項の方法により、プロセスが第 7 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 1 項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p><u>4. 所長及び各部長は、第 1 項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>5. 所長及び各部長は、第 7 条の 2 第 1 項及び第 11 条第 1 項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p>	<p>(1)①(え) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p><u>（機器等の検査等）</u></p> <p><u>第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。</u></p> <p><u>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(1)①(お) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(不適合管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、<u>不適合が発生した場合にその不適合が確実に識別され、適切な処置及び記録を行うために責任と権限を明確にした基準を定める。なお、基準には次の項目を含める。</u></p> <p>(1) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>(3) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項に定められた基準に従い、不適合を処理する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p> <p>—</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第14条 所長は管理責任者として、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。</u></p> <p>2. <u>所長は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>(1) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>(3) <u>機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p>4. <u>担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。</u></p> <p>5. <u>担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>6. <u>担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。</u></p> <p>(データの分析及び評価)</p> <p>第14条の2 <u>環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</u></p> <p>2. <u>環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>(2) <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>(3) <u>機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</u></p> <p>(4) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p>	<p>(1)①(か) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)①(き) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>（是正処置及び予防処置）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、<u>不適合に対して再発防止のための是正処置及び予防処置に関する基準</u>を定める。</p> <p>2. <u>再発防止のための是正処置に関して、第1項の基準には次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含める。</u></p> <p>(1) <u>不適合の内容確認</u> (2) <u>不適合の原因の特定</u> (3) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> (4) <u>必要な処置の決定及び実施</u> (5) <u>とった処置の結果の記録</u> (6) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>3. <u>予防処置に関して、第1項の基準には次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制を含める。</u></p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u> (2) <u>不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</u> (3) <u>必要な処置の決定及び実施</u> (4) <u>とった処置の結果の記録</u> (5) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>4. <u>各部長は、第1項に定められた基準に従い是正処置及び予防処置を行う。</u></p> <p>5. <u>各部長は、予防に関する処置にあたっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</u></p> <p>6. <u>各部長は、是正処置結果及び予防処置結果を所長に報告する。</u></p>	<p>（継続的な改善）</p> <p>第14条の3 <u>社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p> <p>（是正処置等）</p> <p>第15条 所長は管理責任者として、<u>各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。</u></p> <p>(1) <u>是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</u></p> <p>一 <u>不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u></p> <p>二 <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u></p> <p>(2) <u>必要な是正処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(3) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</u></p> <p>(5) <u>必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。</u></p> <p>(6) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</u></p> <p>(7) <u>講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。</u></p> <p>3. <u>環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。</u></p> <p>4. <u>各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。</u></p>	<p>(1)①(く) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)①(け) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第15条第5項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(是正処置及び予防処置)</p> <p><u>第15条</u></p> <p>5. 各部長は、予防に関する処置にあたっては、事業所及び他の施設から得られた知見（他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び公開された不適合情報を含む。）を適切に反映する。</p> </div> <p>(情報の共有及び公開)</p> <p><u>第15条の2</u> 所長は、<u>第12条第1項(1)</u>に記載する調達製品の技術情報及び<u>第60条から第64条</u>に記載する保守管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(未然防止処置)</p> <p><u>第15条の2</u> 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。</p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(4) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</u></p> <p>2. <u>所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。</u></p> <p>(情報の共有及び公開)</p> <p><u>第15条の3</u> 所長は、<u>第12条の8第6項</u>に記載する調達物品等の技術情報及び<u>第58条から第65条の2</u>に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。</p> <p>2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。</p>	<p>(1)①(こ) 品質マネジメントシステムに関する事項が追加されたため記載を追加する。</p> <p>(1)④(ア) 施設管理に関する事項が追加及び変更されたことに伴う、引用する条項番号の適正化等。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 組織</p> <p>（保安活動を行う者の組織）</p> <p>第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) 所長（管理責任者） (3) 品質・安全管理室長（管理責任者） (4) 保安委員会（マネジメントレビュー） (5) 核燃料取扱主任者 (6) 核燃料安全委員会 (7) 業務管理部長 (8) 品質保証部長 (9) 燃料製造部長 (10) 環境安全部長 (11) 設備管理部長 (12) 総務グループ長 (13) 購買グループ長 (14) 燃料品質グループ長 (15) 製造管理グループ長 (16) 製造技術グループ長 (17) 輸送管理グループ長 (18) 安全管理グループ長 (19) 環境管理グループ長 (20) 計量・廃棄物管理グループ長 (21) 工務グループ長 (22) 設備設計グループ長 <p>2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。</p> <p>3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。 第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。 第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。 第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。 第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。</p> <p>4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。 第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。 核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 組織及び職務</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第3節 職務</u></p> <p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 品質保証に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条、<u>第5条及び第7条</u>のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、品質保証に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の品質目標の設定を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び周辺監視区域への出入管理、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>	<p>（職務）</p> <p>第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. <u>保安品質マネジメントシステム</u>に係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から<u>第15条の3</u>のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、<u>保安品質マネジメント</u>に係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の<u>保安品質目標及び第62条の2の施設管理目標</u>の設定を行う。</p> <p>3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。</p> <p>(2) 業務管理部長は、総務グループ長及び購買グループ長が行う、教育・訓練の実施管理及び<u>保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理</u>、並びに物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の救護消火係が実施する消火活動等、警備誘導係が実施する警備と誘導等、調達係が実施する調達、総務広報係が実施する事業所内外への連絡等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う、分析作業、<u>燃料品質に係る検査作業及び当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長、製造技術グループ長及び輸送管理グループ長が行う、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p>	<p>(1)④(イ) 保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う、引用する条項番号の繰り下げ、その他記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検</u>、各部長から依頼を受けた<u>施設定期自主検査、補修、改造、保守・点検、及び施設・設備に係る設計・開発</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、<u>教育・訓練の実施管理及び周辺監視区域への出入管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の<u>保守・点検</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p>	<p>(5) 環境安全部長は、安全管理グループ長、環境管理グループ長及び計量・廃棄物管理グループ長が行う、加工施設における臨界安全管理、管理区域への出入管理、受入仕様値への適合確認並びに放射線管理、放射性廃棄物の保管管理、放射性液体廃棄物の放出管理、放射性廃棄物でない廃棄物の管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理、事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、情報1係が実施する通報・連絡、情報2係が実施する情報交換・相互協力及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(6) 設備管理部長は、工務グループ長及び設備設計グループ長が行う、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、各部長から依頼を受けた<u>施設の保全、並びに施設・設備に係る設計・開発</u>に関する業務を指揮監督する。</p> <p>また、第83条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。</p> <p>(7) 総務グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、<u>教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(8) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業、検査作業及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、<u>第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務</u>を行う。</p> <p>(10) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業、当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>また、所長による総括の下、<u>第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務</u>を行う。</p> <p>(11) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>に関する技術支援に係る業務を行う。</p>	<p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 保全区域の管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。</p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の<u>保守・点検</u>、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る<u>保守・点検</u>、受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。</p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>保守・点検並びに各部長から依頼を受けた施設定期自主検査、補修、改造及び保守・点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。</p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、異常時の措置、<u>初期消火活動、事故等対処活動</u>、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、<u>設計・開発</u>、<u>定期評価</u>、<u>記録及び報告</u>に関する業務を行う。</p>	<p><u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し、並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。</p> <p>(13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。 また、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条及び第21条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。 環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(14) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、加工施設の放射線管理、放射性液体廃棄物の放出管理及び当該作業に係る設備の<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、並びに管理区域への出入管理に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(15) 計量・廃棄物管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理、放射性廃棄物の処理作業及び当該作業に係る<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>、並びに受入仕様値への適合確認に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査及び第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び<u>設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理</u>並びに各部長から依頼を受けた<u>施設の保全</u>に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の3から第59条の4に定める定期事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。 <u>また、所長による総括の下、第59条の2に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、<u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u>、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、<u>施設管理</u>、記録及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(1)④(イ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 同上。</p> <p>(1)④(イ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更並びに定期評価の削除に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4節 核燃料取扱主任者</p> <p>（核燃料取扱主任者の選任）</p> <p>第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) <u>所管官庁が法に基づいて実施する以下の検査に原則として立ち会うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 <u>保安検査</u></p> <p style="margin-left: 20px;">二 <u>施設定期検査</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>使用前検査のうち、事業所内で行われるものであつて、機能、性能に係わるもの</u></p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安教育の計画、<u>初期消火活動訓練の計画、事故等対処活動訓練の計画</u>及び非常時訓練の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">二 補修及び改造の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>施設定期自主検査実施計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">四 (工事)作業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">五 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 核燃料取扱主任者</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（核燃料取扱主任者の職務）</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。</p> <p>(3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。</p> <p>(5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。</p> <p>(6) <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。</u></p> <p>(7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。</p> <p>(8) 第12章に示す記録を確認すること。</p> <p>(9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">一 保安教育の計画、<u>設計想定事象等対処活動訓練の計画</u>及び非常時訓練の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">二 補修及び改造の計画<u>並びに保全計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">三 <u>定期事業者検査の実施計画</u></p> <p style="margin-left: 20px;">四 (工事)作業計画</p> <p style="margin-left: 20px;">五 製造計画</p> <p>(10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。</p> <p>(11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(1)④(ウ) 保安検査の廃止並びに施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)④(ウ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
第20条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>方法</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>施設定期自主検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>初期消火活動訓練の年次計画、事故等対処活動訓練の年次計画</u>及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の改定及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める内部監査に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保守</u>に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) <u>事故等対処活動を行う体制の整備</u>を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p>（答申及び勧告の尊重）</p> <p>第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 核燃料安全委員会</p> <p>（核燃料安全委員会）</p> <p>第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。</p> <p>2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 加工施設に関する次の事項</p> <p>一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の<u>計画</u>に関する事項</p> <p>二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項</p> <p>三 <u>定期事業者検査</u>に関する事項</p> <p>(2) 保安教育の年次計画、<u>設計想定事象等対処活動訓練の年次計画</u>及び非常時訓練の年次計画に関する事項</p> <p>(3) 保安規定の改定及び別表19に記載の各基準に関する事項 ただし、第13条に定める<u>保安内部監査</u>に関する基準を除く。</p> <p>(4) 施設の運転及び<u>保全</u>に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項</p> <p>(5) <u>設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制</u>を含む安全管理体制に関する事項</p> <p>(6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項</p> <p>(7) その他保安に関する重要事項</p> <p>3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。</p> <p>4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。</p> <p>(2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち廻り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。</p> <p>(3) 安全管理グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(エ) 設計想定事象等及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 2 3 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、<u>毎年度、従業員等に対する事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（第11条、第17条、第19条、第21条、第24条以降において以下「初期消火活動」という。）の訓練の計画、火災若しくは爆発が発生した場合、加工施設内で溢水が発生した場合、地震その他の自然現象が発生した場合、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合における加工施設の保全のための活動（第11条、第17条、第19条、第21条、第24条以降において以下「事故等対処活動」という。）の訓練の計画及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する<u>初期消火活動訓練、事故等対処活動訓練及び非常時訓練</u>を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改定の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)</p> <p>第24条 業務管理部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する<u>訓練として、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（第19条、第21条、第24条以降において以下「設計想定事象等対処活動」という。）の訓練及び非常事態に対処するための訓練（第19条、第21条、第24条以降において以下「非常時訓練」という。）について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。</u></p> <p>2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する<u>設計想定事象等対処活動訓練</u>及び非常時訓練を年1回以上実施する。</p> <p>3. 業務管理部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改定の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。</p> <p>4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。</p>	<p>(1)④(オ) 設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第29条及び第30条の2から第30条の4</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、<u>第30条の2及び第37条の2から第37条の3</u>に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合（以下「<u>重大事故に至るおそれがある事故発生時</u>」という。）又は<u>大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊が発生した場合</u>（以下「<u>大規模損壊発生時</u>」という。）における加工施設の<u>保全のための活動</u>にあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた<u>事故等対処活動を行う体制の整備</u>に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、<u>第29条に記載する事項を定めた巡視・点検及び第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置</u>に係る計画として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第29条及び第30条の2から第30条の4</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第29条、第30条の2から第30条の4及び第36条から第37条の3</u>の業務を実施させる。</p> <p>（加工施設の操作に係る評価及び改善）</p> <p>第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条の3に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 加工施設の操作</p> <p style="text-align: center;">第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（加工施設の操作に係る計画及び実施）</p> <p>第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の3から第30条の4</u>に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。</p> <p>所長は、第37条の2から第37条の3に記載する事項を定めた初期消火活動に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持するための活動を行う</u>にあたっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた<u>設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置</u>（<u>第11条、第17条、第25条以降において以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。</u>）に係る計画として、基準を定める。</p> <p>所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画として、各基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、<u>第30条の3から第30条の4</u>に関する事項を除く。）の業務を実施させる。</p> <p>所長は、前項に定めた基準に基づいて、<u>第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の3</u>の業務を実施させる。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(カ) 第29条（巡視・点検）の削除並びに設計想定事象等に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 通則</p> <p>（加工施設の使用） 第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。</p> <p>（操作員の確保） 第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作させる。</p> <p>2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。</p> <p>（巡視・点検） 第29条 <u>所長は、巡視・点検を行う者の力量及び巡視・点検項目を定め、巡視・点検を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視・点検を行わせる。</u></p> <p>（操作上の一般事項） 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。 (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。 (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p><u>第29条 削除</u></p> <p>（操作上の一般事項） 第30条 各部長は、加工施設の操作にあたっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。 (2) 操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、<u>運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項</u>について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。 (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作にあたっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。 (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。</p> <p>2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(1)②(ウ) 加工施設の操作から、巡視・点検に関する事項の条文を削除する。 （施設管理に関する事項の一つとして、第62条の6第7項に移管する。）</p> <p>(1)②(エ) 加工施設の操作に関し、引継時に実施すべき事項を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p data-bbox="341 289 1080 321">第 2 節の 2 <u>加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u></p> <p data-bbox="181 407 605 438">(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p data-bbox="139 445 1160 476"><u>第 3 0 条の 2 所長は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</u></p> <p data-bbox="246 483 1270 590"><u>(1) 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために、保安棟に専用通信設備を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p data-bbox="246 596 1270 743"><u>(2) 初期消火活動を行う要員として事業所に常駐する者を 2 名以上確保するとともに、初期消火活動を行うその他の要員として 5 名程度を確保する。</u> <u>また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</u></p> <p data-bbox="246 749 1270 856"><u>(3) 可搬消防ポンプ (1 台以上)、泡消火薬剤及び初期消火活動に必要なその他資機材を備え付ける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</u></p> <p data-bbox="246 863 1071 894"><u>(4) 第 29 条に定める巡視・点検により、火災の早期発見に努める。</u></p> <p data-bbox="222 942 1098 974"><u>2. 所長は、第 24 条に定める訓練等により、体制の実効性を維持する。</u></p>	<p data-bbox="1558 289 2350 321">第 2 節の 2 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置</u></p> <p data-bbox="1383 445 1623 476"><u>第 3 0 条の 2 削除</u></p>	<p data-bbox="2591 445 2861 743">(1)②(オ) 初期消火活動のための体制の整備に関する条文を削除する。 (設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として第 30 条の 3 に統合する。)</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時等における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>第30条の3 所長は、火災又は爆発が発生した場合（以下「火災等発生時」という。）、加工施設内で溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）、地震その他の自然現象が発生した場合（以下「自然現象発生時」という。）等における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画は、添付1に示す事項に従い策定する。</p> <p>(1) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p>(2) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>火災等発生時、内部溢水発生時又は自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等を整備すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</u></p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>火災等発生時、内部溢水発生時、自然現象発生時等における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施させる。</u></p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>体制の実効性を維持する。</u></p>	<p>(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、<u>火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（第24条、第25条、第30条の3以降において以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p>(2) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</u></p> <p>(3) <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</u></p> <p>(4) <u>前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、<u>必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</u></p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、<u>加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</u></p> <p>4. <u>所長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</u></p>	<p>(2)② 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(カ) 第30条の2（初期消火活動のための体制の整備）を削除し、本条に統合する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p>第30条の4 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画は、添付2に示す事項に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(6) 前各号の措置の内容について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、体制の実効性を維持する。</p>	<p>(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置)</p> <p>第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故、又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（第24条、第25条、第30条の4以降において以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的実施すること。</p> <p>(4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。</p> <p>2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。</p> <p>3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。</p>	<p>(2)③ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p> <p>(1)②(キ) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として記載を変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 3 節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第 3 1 条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 核的制限値を有する加工設備 ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備</p> <p>(2) 熱的制限値を有する加工設備</p> <p>(3) 閉じ込め機能を有する設備 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(4) 非常用電源設備</p> <p>(5) 監視用放射線測定器</p> <p>2. 第 1 項で定めた設備は、別表 3 に示したものとする。</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第 3 2 条 各部長は、前条第 1 項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視・点検、<u>施設定期自主検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第 36 条に従うとともに、速やかに第 63 条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)</p> <p>第 3 2 条 各部長は、前条第 1 項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 巡視、<u>点検</u>、<u>定期事業者検査</u>等により機能を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第 36 条に従うとともに、速やかに第 63 条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。</p>	<p>(1)②(ク) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を変更する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 3 3 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>始業前点検</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p>(火災及び爆発の防止)</p> <p>第35条 各部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。</p> <p>2. 各部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス検知器を作動させる。</p>	<p>(漏えい管理)</p> <p>第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の漏えいがないように以下の対策を講じる。</p> <p>(1) <u>第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認</u>等により異常の有無を確認する。</p> <p>(2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。</p> <p>2. 第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、設備管理部長は、第41条に定める第1種管理区域の給排気設備を常時運転する措置をとり、当該第1種管理区域を大気圧以下に保つ。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(キ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常、<u>火災若しくは爆発、内部溢水、地震その他の自然現象、</u>重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p>（異常時における設備の手動による作動）</p> <p>第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 異常時の措置</p> <p>（異常時の措置）</p> <p>第36条 加工施設の操作に関し、<u>設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）</u>、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。</p> <p>2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。</p> <p>3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。 ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。</p> <p>4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(2)④ 第30条の3第1項の記載の適正化に合わせた記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 6 節 初期消火活動</p> <p>(通報連絡) 第 3 7 条の 2 事業所において火災を発見した者は、第 25 条第 1 項の基準に従い、必要な通報連絡を行う。</p> <p>(消火又は延焼の防止等) 第 3 7 条の 3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。 第 30 条の 2 第 1 項(2)に定める初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 節 初期消火活動</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(消火又は延焼の防止等) 第 3 7 条の 3 初期消火活動を行う者は、粉末消火器により消火を行い火災の拡大を防止する。 第 30 条の 3 第 1 項(1)に定める初期消火活動のため招集の通報連絡を受けた要員は、速やかに事業所に参集し初期消火活動を行う。粉末消火器による消火が困難な場合は、水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火する。</p>	<p>(1)④(ク) 第 30 条の 2 を削除し、第 30 条の 3 に統合したことに伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。 業務管理部長は、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。</p> <p>燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p> <p>（放射線管理に係る評価及び改善）</p> <p>第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p> <p>（放射線管理に係る計画及び実施）</p> <p>第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、<u>第45条の2</u>、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。 業務管理部長は、<u>保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置</u>、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。</p> <p>燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。</p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(ケ) 第45条の2(保全区域)の追加に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 4 0 条～第 4 5 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">—</p> <p>（周辺監視区域） 第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であって別図2に示す区域とする。</p> <p>2. 業務管理部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p> <p>（加工施設への人の不法な侵入等の防止） 第46条の2 業務管理部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の<u>保守・点検</u>を行い、その機能を維持する。</p> <p>(2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>(3) []における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。</p> <p>(4) []敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>(5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。</p>	<p>（保全区域） <u>第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であって別図2に示す区域とする。</u></p> <p><u>2. 業務管理部長は、保全区域を標識等によって区別する。</u></p> <p><u>3. 業務管理部長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</u></p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（加工施設への人の不法な侵入等の防止） 第46条の2 業務管理部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の<u>管理</u>を行い、その機能を維持する。</p> <p>(2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。</p> <p>(3) []における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動にあたっては、第56条及び第69条に従う。</p> <p>(4) []敷地外から爆発物又は有害物質が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。</p> <p>(5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。</p>	<p>(1)②(ケ) 保全区域に関する事項を追加する。</p> <p>(1)④(コ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>（管理上の人の区分）</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。</p> <p>（線量限度）</p> <p>第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。</p> <p>2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。</p> <p>（線量の評価及び通知）</p> <p>第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。</p> <p>3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 被ばく管理</p> <p>（管理上の人の区分）</p> <p>第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。</p> <p>(2) 管理区域一時立入者 <u>放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者（原子力規制検査に基づく監督のために管理区域に一時的に立ち入る原子力規制庁職員を含む。）。</u></p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（被ばくの低減措置）</p> <p>第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、<u>線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、</u>作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、作業者の受ける線量を低くするよう努める。</p> <p>2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。</p> <p>3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。</p>	<p>(2)⑤ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）に基づく原子力規制検査を踏まえた記載の適正化。</p> <p>(2)⑥ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
第51条は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 5 2 条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 9 及び別表 10 に定めるところにより監視及び測定する。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、別表 11 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 線量当量等の測定</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 5 3 条 環境安全部長は、<u>第 62 条の 6 に定める保全計画における点検計画の一つとして</u>、別表 11 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(1)④(サ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 5 4 条から第 5 7 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 <u>保守管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>保守管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（保守管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 <u>各部長は、第17条に定める職務に従い、第60条から第62条に記載する事項を定めた施設定期自主検査に関する各基準を定める。</u></p> <p>設備管理部長は、第62条の2から第65条の2に記載する事項を定めた保全、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格するまでの間の機能維持に関する基準を定める。</u></p> <p>2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第60条から第65条の2の業務を実施させる。</p> <p>（保守管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第60条から第65条の2に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 <u>施設管理</u></p> <p style="text-align: center;">第1節 <u>施設管理に係る計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>（施設管理に係る計画及び実施）</p> <p>第58条 設備管理部長は、<u>加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（第11条、第15条の3、第17条、第58条以降において以下「施設管理」という。）の計画として、第59条の2から第65条の2に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造、給排気設備の停止に係る措置、並びに新規制基準対応工事の対象設備等が使用前確認証の交付を受けるまでの間の機能維持に関する基準を定める。</u></p> <p>2. <u>所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。また、各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の2の業務を実施させる。</u></p> <p>（施設管理に係る評価及び改善）</p> <p>第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条の2に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。</p> <p>2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改定する。</p>	<p>(1)②(コ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)④(シ) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p> <p>(1)④(ス) 施設管理、その他記載の追加に伴う適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
—	<p style="text-align: center;"><u>第 1 節の 2 使用前事業者検査</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第 59 条の 2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出 (以下「設工認」という。) の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査 (本条において以下「検査」という。) を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事 (補修、取替え、改造等) 又は点検に関与していない要員を配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第 97 条に基づいて作成し、別表 18 に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査に係る要員の教育訓練は、第 10 条の 3 に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>一 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を自ら務める又はあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。</u></p> <p><u>(1) 工事が設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。</u></p>	(1)②(サ) 使用前事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
—	<p style="text-align: center;"><u>第1節の3 定期事業者検査</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（定期事業者検査の実施）</u></p> <p><u>第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は検査責任者として、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員を配置する。</u></p> <p><u>3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は別表13の2のとおりとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書を定め、実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。</u></p> <p><u>(4) 検査に係る要員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。</u></p> <p><u>(5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、当該検査を統括する検査実施責任者を自ら務める又はあらかじめ指名する。</u></p> <p><u>4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。</u></p> <p><u>5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（定期事業者検査の報告）</u></p> <p><u>第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。</u></p>	<p>(1)②(シ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ス) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴い記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第 61 条第 2 項及び第 3 項を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(施設定期自主検査項目)</p> <p><u>第 6 1 条</u></p> <p><u>2.</u> 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を 1 年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第 53 条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p><u>3.</u> 前項の校正は、次の事項について第 58 条の<u>施設定期自主検査</u>に関する各基準で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要なとなる保護に関する事項。</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>第 1 節の 4 計器及び放射線測定器の校正</u></p> <p>(計器及び放射線測定器の校正)</p> <p><u>第 5 9 条の 5</u> 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を 1 年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第 53 条に基づく点検時に行う校正とする。</p> <p><u>2.</u> 前項の校正は、次の事項について第 58 条の<u>施設管理</u>に関する基準で定めるところに従う。</p> <p>(1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</p> <p>(2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要なとなる保護に関する事項。</p>	<p>(1)④(セ) 定期事業者検査に関する事項の追加に伴う適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第2節 施設定期自主検査</u></p> <p><u>（施設定期自主検査）</u> <u>第60条 担当部長は、毎年度、第61条に規定する設備の施設定期自主検査の実施計画を設備管理部長と協議して定める。</u></p> <p>2. <u>担当部長は、前項の実施計画を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会に付議する。</u></p> <p>3. <u>担当部長は、必要に応じて設備管理部長と協議し、分担し、第1項の実施計画に基づき、施設定期自主検査を行う。</u></p> <p><u>（施設定期自主検査項目）</u> <u>第61条 施設定期自主検査を行う設備、検査項目等は別表13のとおりとする。</u></p> <p>2. <u>加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。</u></p> <p>3. <u>前項の校正は、次の事項について第58条の施設定期自主検査に関する各基準で定めるところに従う。</u></p> <p>(1) <u>異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。</u></p> <p>(2) <u>測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。</u></p> <p><u>（施設定期自主検査結果の報告）</u> <u>第62条 担当部長は、施設定期自主検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、関係部長に通知する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第2節 削除</u></p> <p><u>第60条 削除</u></p> <p><u>第61条 削除</u></p> <p><u>第62条 削除</u></p>	<p>(1)②(セ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(ソ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(タ) 施設定期自主検査に関する事項の条文を削除する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>第2節の2 <u>保 全</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>第2節の2 <u>施設管理の実施に関する計画</u></p> <p><u>(施設管理方針及び施設管理目標)</u></p> <p><u>第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理に関する方針（第4条の2、第62条の2以降において以下「施設管理方針」という。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</u></p> <p><u>2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。第4条の2、第9条、第17条、第62条の2以降において以下「施設管理目標」という。）を、各部長に定めさせる。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</u></p> <p><u>(保全対象範囲の策定)</u></p> <p><u>第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲（以下「保全対象範囲」という。）として、以下の設備を選定する。</u></p> <p><u>(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備</u></p> <p><u>(2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの</u></p> <p><u>(3) その他自ら定める設備</u></p> <p><u>(保全重要度の設定)</u></p> <p><u>第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。</u></p> <p><u>(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</u></p> <p><u>第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。</u></p> <p><u>2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u></p> <p><u>3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</u></p> <p><u>4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p>	<p>(1)②(チ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ツ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(テ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p> <p>(1)②(ト) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(保 全)</p> <p>第62条の2 各部長は、<u>既存の施設及び設備を含む保全に係る計画</u>（以下「保全計画」という。）を策定し、<u>保全計画に基づき保全を実施</u>する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、第12条第3項に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。</p>	<p>(保全計画の策定)</p> <p>第62条の6 各部長は、<u>施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定</u>する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定にあたっては、<u>第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその次（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。</u></p> <p>(1) <u>点検計画</u> (2) <u>設計および工事の計画</u> (3) <u>特別な保全計画</u></p> <p>2. <u>各部長は、保全計画の策定にあたって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。</u></p> <p>(1) <u>運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</u> (2) <u>使用環境及び設置環境</u> (3) <u>劣化、故障モード</u> (4) <u>機器の構造等の設計的知見</u> (5) <u>科学的知見</u></p> <p>3. <u>各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p> <p>4. <u>設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」（平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））を参考とし、10年を超えない期間毎に加工施設の経年劣化に関する技術的な評価（以下「高経年化に関する技術評価」という。）を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。長期施設管理方針は、第62条の2に規定する施設管理方針とともに、施設管理における各種活動を一体として実施する。</u></p> <p><u>なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化する事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化する事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p>	<p>(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
	<p>5. <u>各部長は、別表13の2に示す点検を含めて、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第53条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。</u></p> <p>(1) <u>構築物、設備及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>一 <u>予防保全</u></p> <p> a. <u>時間基準保全</u></p> <p> b. <u>状態基準保全</u></p> <p>二 <u>事後保全</u></p> <p>(2) <u>選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>時間基準保全</u></p> <p> a. <u>具体的な点検方法</u></p> <p> b. <u>構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p> c. <u>実施頻度</u></p> <p> d. <u>実施時期</u></p> <p> <u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p>二 <u>状態基準保全</u></p> <p> a. <u>構築物、設備及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u></p> <p> b. <u>点検の具体的方法</u></p> <p> c. <u>状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p> d. <u>実施頻度</u></p> <p> e. <u>実施時期</u></p> <p> f. <u>機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p>三 <u>事後保全</u></p> <p> a. <u>機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p>(3) <u>点検を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>一 <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>二 <u>所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p>三 <u>事業者検査の実施時期</u></p>	<p>(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(以下の四角囲み内に、関連する条文として第29条を示す。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>（巡視・点検）</u> <u>第29条</u> 所長は、巡視・点検を行う者の力量及び巡視・点検項目を定め、巡視・点検を行う者を選定して、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視・点検を行わせる。</p> </div>	<p>6. <u>担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p>(1) <u>担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第12条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p>(2) <u>担当部長は、工事を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">一 <u>事業者検査の具体的方法</u> 二 <u>所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</u> 三 <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>(3) <u>担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第63条に、改造に係る工事については第64条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。</u></p> <p>(4) <u>担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。</u></p> <p>(5) <u>担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画に保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第25条に、放射線管理に関する計画として第38条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。</u></p> <p>7. <u>各部長は、別表13の2に示す巡視を含めて、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日1回以上、別表2に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。</u></p>	<p>(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>—</p> <p>—</p>	<p><u>8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。</u></p> <p><u>(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 点検の具体的方法</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>三 点検の実施時期</u></p> <p><u>(保全の実施)</u></p> <p><u>第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。</u></p> <p><u>2. 各部長は、保全の実施にあたって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画による工事管理を実施する。</u></p> <p><u>3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。</u></p> <p><u>(保全の結果の確認・評価)</u></p> <p><u>第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p><u>2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</u></p>	<p>(1)②(ナ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ニ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p> <p>(1)②(ヌ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>—</p> <p>2. 各部長は、前項に定める保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見(第96条に基づき実施した定期評価結果を含む。)及び第15条の2に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</p>	<p><u>(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)</u></p> <p><u>第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 保全を実施した構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合</u></p> <p><u>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p><u>2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。</u></p> <p><u>4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。</u></p>	<p>(1)②(ネ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加及び変更する。</p>
<p>—</p>	<p><u>(保全の有効性評価)</u></p> <p><u>第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報(第62条の5の保全活動管理指標を含む。)を収集し、故障および補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。</u></p> <p><u>2. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器の保全方式を変更する場合は、第62条の6第5項に基づき保全方式を選定する。</u></p> <p><u>3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</u></p>	<p>(1)②(ノ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>
<p>—</p>	<p><u>(施設管理の有効性評価)</u></p> <p><u>第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u></p> <p><u>2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。</u></p>	<p>(1)②(ハ) 施設管理に関する事項の追加及び変更に伴い記載を追加する。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
第63条～第65条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>検査に合格する</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>方法に従って</u>工事が完了し、加工施設全体の性能<u>検査（核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六第4号に基づく検査）を実施する</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 所長は、<u>第29条</u>に定める巡視・点検を行わせる。</p> <p>(2) 担当部長は、<u>第60条</u>に定める施設定期自主検査を実施する。</p> <p>(3) 担当部長は、<u>第62条の2</u>に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p>	<p>第5節 新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持</p> <p>（新規制基準対応工事の対象設備等が使用前<u>確認証の交付を受ける</u>までの間の機能維持）</p> <p>第65条の2 施設及び設備に対して新規制基準対応工事を行う場合は、認可を受けた設計及び工事の<u>計画に従って</u>工事が完了し、加工施設全体の性能<u>について使用前確認証の交付を受ける</u>までの間、次の各号に定める事項により、その機能を維持する。</p> <p>(1) 担当グループ長は、<u>第59条の3から第59条の4</u>に定める定期事業者検査を実施する。</p> <p>(2) 担当部長は、<u>第62条の6第1項から第6項</u>に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施する。</p> <p>(3) 所長は、<u>第62条の6第7項</u>に定める巡視を行わせる。</p> <p><u>2. 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。</u></p>	<p>(2)⑦ 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）に基づく、使用前確認を受けた後でなければ、その加工施設を使用してはならないことを踏まえた記載の適正化。 原子炉等規制法の改正（令和2年4月1日施行）の際、現に工事着手されている対象設備についての経過措置。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 6 6 条～第 7 2 条の 2 は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 7 3 条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。</p> <p>(1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。</p> <p>(2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。</p> <p>(3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性固体廃棄物を別図 3 に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表 18 で記録された内容と照合できるように整理番号等を表示する。</p> <p>3. 環境安全部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。</p> <p>4. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>変更なし</p>	<p>(別表 18 を変更するため。)</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>9. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>10. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>11. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の一般排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために</u>、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>8. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。</p> <p>9. 環境安全部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。</p> <p>10. 前項の保管にあたっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第2廃棄物貯蔵棟とする。</p> <p>11. 環境安全部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(2)⑧ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、放射性廃棄物でない廃棄物として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に定める事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空气中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空气中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、<u>合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために</u>、ダストモニタ（排気用モニタ）等により監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。</p> <p>4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。</p> <p>5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。</p> <p>6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>変更なし</p>	<p>(2)⑨ 保安規定審査基準の改正（令和2年4月1日施行）に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
第76条～第82条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p>（非常対策組織）</p> <p>第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。</p> <p>2. 緊急対策本部の本部長には所長があたる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。</p> <p>（非常時の要員）</p> <p>第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>第29条</u>に定める巡視・点検により保管状況の把握に努める。また、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。</p> <p>（通報系統）</p> <p>第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>（非常時の処置要領）</p> <p>第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事前対策</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p>（非常時用資機材の整備）</p> <p>第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、<u>第62条の6第7項</u>に定める巡視により保管状況の把握に努める。また、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(ソ) 第29条（巡視・点検）の削除に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
第 8 8 条～第 9 3 条は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
<p style="text-align: center;"><u>第11章 定期評価</u></p> <p><u>（定期評価に係る計画及び実施）</u> <u>第94条 所長は、第96条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第96条の業務を実施させる。</u></p> <p><u>（定期評価に係る評価及び改善）</u> <u>第95条 担当部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第96条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改定する。</u></p> <p><u>（加工施設の定期的な評価）</u> <u>第96条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>品質保証活動</u> (2) <u>運転管理</u> (3) <u>保守管理</u> (4) <u>核燃料物質管理</u> (5) <u>放射線管理及び環境モニタリング</u> (6) <u>放射性廃棄物管理</u> (7) <u>事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置</u> (8) <u>事故、故障等の経験反映状況</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。</u></p> <p style="padding-left: 4em;">(1) <u>安全研究成果の反映状況</u> (2) <u>国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）</u> (3) <u>技術開発成果の反映状況</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 担当部長は、加工施設の経年変化に関する技術的な評価を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期保全計画を策定する。なお、「経年変化に関する技術的な評価」とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4. 第1項及び第2項は、10年を超えない期間ごとに実施する。また、第3項は、10年を超えない期間ごとに再評価を行う。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第11章 削除</u></p> <p><u>第94条 削除</u></p> <p><u>第95条 削除</u></p> <p><u>第96条 削除</u></p>	<p>(1)②(ヒ) 定期評価に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(フ) 定期評価に関する事項の条文を削除する。</p> <p>(1)②(ヘ) 定期評価に関する事項の条文を削除する。</p>

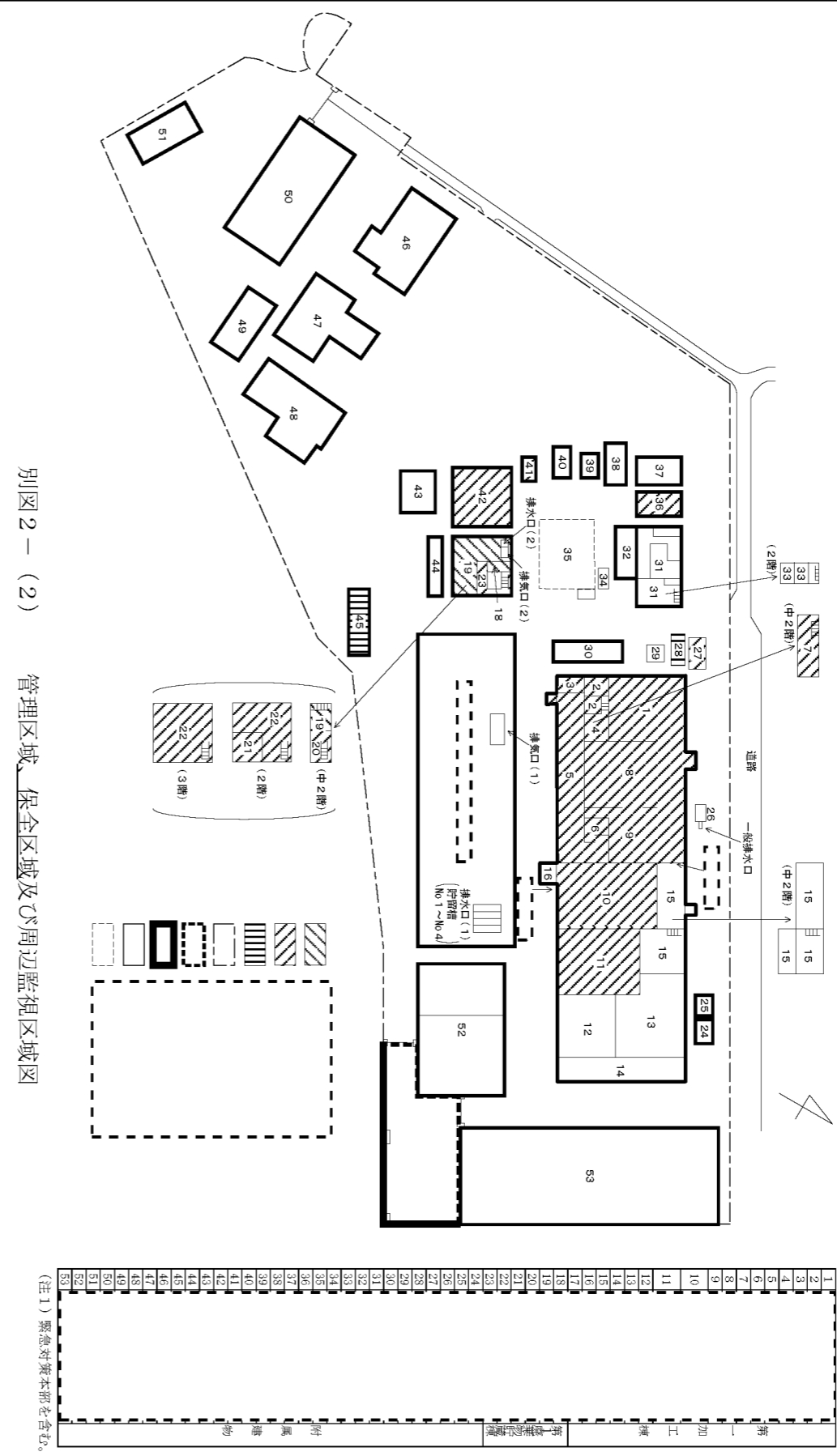
変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 9 7 条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 8 に該当する品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p>(報 告)</p> <p>第 9 8 条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 線量当量等に異常が認められた場合</p> <p>(4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合</p> <p>(5) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合</p> <p>2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。</p> <p>(1) 非常時体制を発令した場合</p> <p>(2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 章 記録及び報告</p> <p>(記 録)</p> <p>第 9 7 条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 7 に該当する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。</p> <p>2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。</p> <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>(1)④(タ)</p> <p>品質管理に必要な体制を整備に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別図 1 ～別図 2 - (1) は省略	変更なし	

理由

(1)④(チ)
 保全区域に関する事項の追加に伴う記載の適正化。

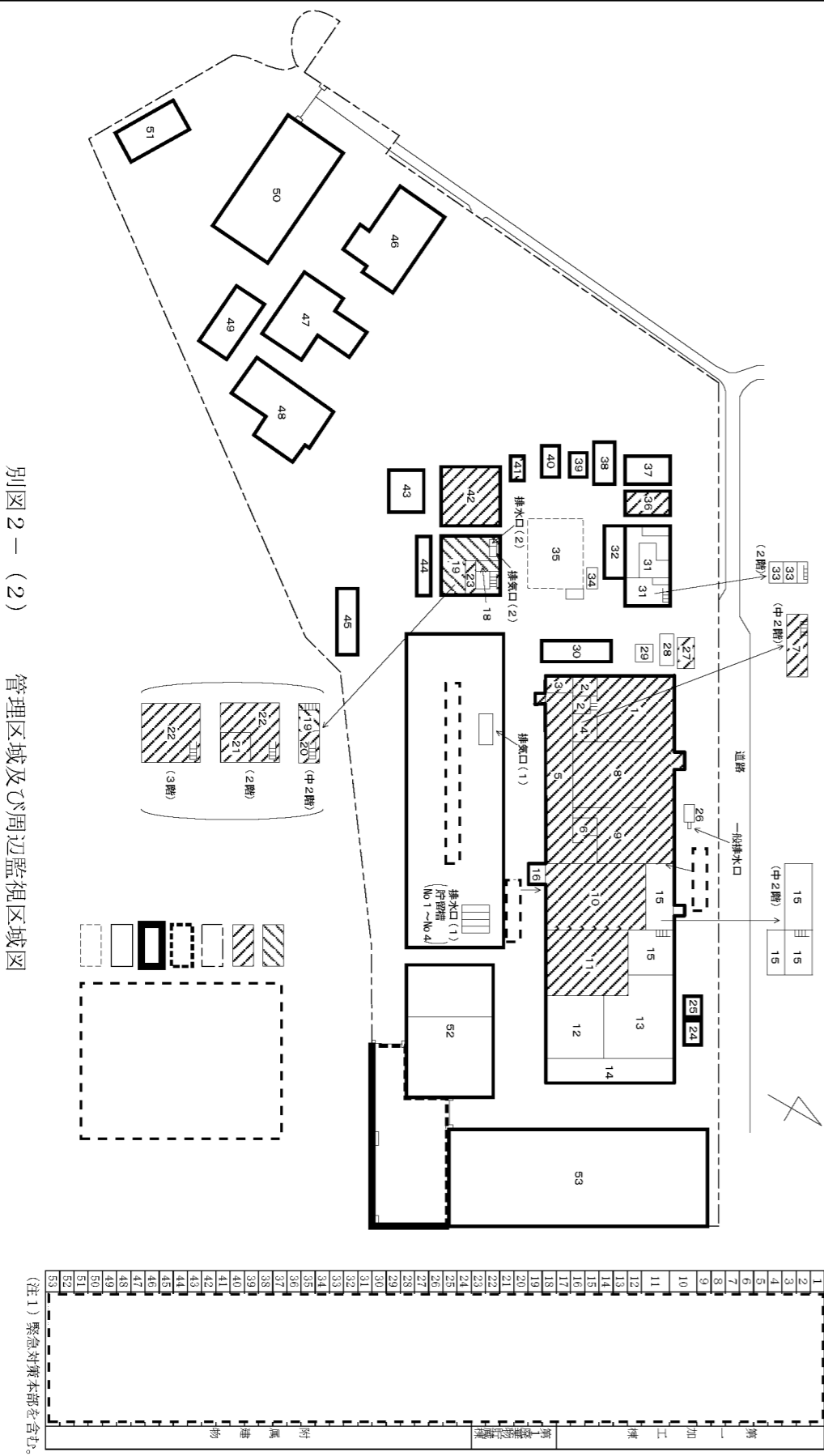
変更後



別図2- (2)

管理区域、保全区域及び周辺監視区域図

変更前 (令和元年6月11日付け認可)



別図2- (2)

管理区域及び周辺監視区域図

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別図 2 - (3) から別図 3 は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<div data-bbox="142 525 1199 1276" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="504 1365 920 1407" data-label="Caption"> <p>別図 4 保安活動関連文書階層図</p> </div>	<div data-bbox="1383 525 2439 1276" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1810 1291 2433 1333" data-label="Text"> <p><u>注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。</u></p> </div> <div data-bbox="1736 1365 2166 1407" data-label="Caption"> <p>別図 4 保安活動関連文書階層図</p> </div>	<p>(1)④(ツ) 安全文化を醸成するための体制の整備に関する事項の削除及び施設管理に関する事項の追加に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p data-bbox="557 1024 884 1054">別図 5 から別図 6 は省略</p> <p data-bbox="632 1178 810 1207">別表 1 は省略</p>	<p data-bbox="1902 1024 2021 1054">変更なし</p> <p data-bbox="1902 1178 2021 1207">変更なし</p>	

変更前（令和元年6月11日付け認可）

別表1の2 緊急作業についての教育・訓練（第23条関係）

分類	項目	時間
学科教育（注1）	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む。）	3時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上
	関係法令	0.5時間以上
実技訓練（注2）	緊急作業の方法	3時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3時間以上

（注1）要員として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時、実施する。

（注2）要員として選定する前及び毎年度1回以上、実施する。

別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条、第29条関係）

核燃料物質等を取り扱う加工施設
(1) 成形施設
(2) 被覆施設
(3) 組立施設
(4) 核燃料物質の貯蔵施設
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設
(6) 放射線管理施設
(7) その他加工設備の附属施設

変更後

別表1の2 変更なし

別表2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第27条、第62条の6第7項関係）

核燃料物質等を取り扱う加工施設
(1) 成形施設
(2) 被覆施設
(3) 組立施設
(4) 核燃料物質の貯蔵施設
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設
(6) 放射線管理施設
(7) その他加工設備の附属施設

理由

(1)④(テ)
第29条（巡視・点検）
の削除並びに設計想定
事象等に関する事項の
追加及び変更に伴う記
載の適正化。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 3 から別表 1 2 は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由		
別表13 施設定期自主検査（第61条関係）		別表13 削除		(1)④(ト) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。		
1. 保安上特に管理を必要とする設備						
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者
(1) 核的制限値を有する加工設備 〔質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要のある設備〕	粉末混合機 供給瓶	質量管理インターロックの作動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、質量管理インターロックが作動することを確認する。		1回/年	燃料製造部長
(2) 熱的制限値を有する加工設備	連続焼結炉 焙焼炉	過加熱防止機構の作動検査 (警報を除く) 自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、過加熱防止インターロックが作動することを確認する。 可燃性ガスの供給圧力を低下させた時に、窒素ガス供給に切り替わることを確認する。		1回/年 1回/年	燃料製造部長 燃料製造部長
(3) 放射性気体廃棄物の廃棄設備	気体廃棄設備 No.1 (排風機) 気体廃棄設備 No.2 (排風機)	気体廃棄設備の処理能力検査 排風機の起動停止インターロックの作動検査	風量を測定し、所定の能力以上であることを確認する。 排風機が優先して起動し、送風機が優先して停止すること、及び、送排風機の停止時にダンパーが閉止されることを確認する。	1回/年 1回/年	設備管理部長 設備管理部長	
(4) 放射性液体廃棄物の廃棄設備	第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開発室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	廃液処理設備の処理能力検査	各廃液処理設備に対して、能力を制約する箇所の排水量等を測定し、処理能力以上であることを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長	

変更前（令和元年6月11日付け認可）		変更後		理由		
別表13 施設定期自主検査（続き）				(1)④(ト) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。		
2. 警報装置、非常用動力装置等						
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者
(1)警報装置	粉末混合機 供給瓶	質量管理インターロックの 作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	燃料製造部長
			模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年	
	連続焼結炉	過加熱防止機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	燃料製造部長
			模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年	
	連続焼結炉の冷却水 圧力警報装置の警報 作動検査	自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	燃料製造部長
冷却水圧力を低下させた時に、警報が作動することを確認する。			1回/年			
可燃性ガス検知器の 警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長			
		検知器に検査用ガスを吹き付け、警報が作動することを確認する。		1回/年		
焙焼炉 セメント研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機（ <u> </u> 、第1廃棄物 貯蔵棟） (注1)	過加熱防止機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長		
		模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年			
加熱炉 小型零囲気可変炉	自動窒素ガス切替機構の作動検査 (警報)	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長		
		可燃性ガスの供給圧力を低下させた時に、警報が作動することを確認する。	1回/年			
焼却設備 加熱炉（ <u> </u> 共通） 小型零囲気可変炉（ <u> </u> 共通） 熱伝導度測定装置（ <u> </u> 共通） 融点測定装置（ <u> </u> 共通） 熱分析装置（ <u> </u> 共通）	可燃性ガス検知器の 警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長 環境安全部長		
		検知器に検査用ガスを吹き付け、警報が作動することを確認する。	1回/年			
(注1) 重要度分類第3類に該当するものを除く。		削除				

変更前 (令和元年6月11日付け認可)		変更後		理由				
別表13 施設定期自主検査 (続き)				(1)④(ト) 第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。				
2. 警報装置、非常用動力装置等 (続き)								
設備	検査対象	検査項目	検査内容		頻度	検査責任者		
(1) 警報装置	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	負圧警報装置の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	設備管理部長		
			模擬圧力により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。		1回/年			
	第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開弁室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長		
			模擬信号等により、警報が作動することを確認する。		1回/年			
			非常事態用警報の警報作動検査		表示盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	設備管理部長
					機能が正常であることを確認する。		1回/年	
	警報集中表示盤	ガンマ線エリアモニタ、ダストモニタ(排気用モニタ)及びダストモニタ(換気用モニタ)の警報作動検査	表示盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	環境安全部長		
			監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。		1回/年			
	自動火災報知設備	自動火災報知設備の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。		1回/月	設備管理部長		
			消防法に基づき実施する。		1回/年			
	ダストモニタ(排気用モニタ) ダストモニタ(換気用モニタ)	ダストモニタ(排気用・換気用モニタ)の警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長			
			模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年				
ガンマ線エリアモニタ	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査	監視盤の警報が作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長				
		模擬信号等により、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年					
(2) 非常用動力装置	非常用電源設備 非常用電源設備 No.2	非常用電源設備の作動検査	非常用電源設備が正常に起動することを確認する。	1回/月	設備管理部長			
			外部電源の停電を模擬し、非常用電源設備が自動起動し、所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年				
		削除						

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13 施設定期自主検査（続き）

3. その他施設定期自主検査を行う設備

設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(1)その他施設 定期自主 検査を行 う設備	セキス研削装置 乾燥機 脱ガス設備 焼却設備 加熱炉 スラッジ乾燥機（第1廃棄物 貯蔵棟） (注2)	過加熱防止機構の作 動検査 (警報を除く)	模擬信号等により、過 加熱防止機構が作動 することを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長
	加熱炉 小型零用気可変炉	自動窒素ガス切替機 構の作動検査 (警報を除く)	可燃性ガス圧力を低下 させた時に、窒素ガス 供給に切り替わること を確認する。	1回/年	燃料製造部長
	粉末混合設備 No.1（粉末缶リフター） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶昇降リフト） 粉末缶搬送機 No.2-1（粉末缶移載機） 原料搬送設備 No.2（粉末スタッカレン） 原料搬送設備 No.2（粉末缶コンベア） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.1） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.2） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.3） 原料保管設備 E型（粉末搬送機 No.4） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-1） 搬出入装置 No.1（粉末缶移載装置 No.1-2） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-1） 搬出入装置 No.2（粉末缶移載装置 No.2-2） ペレット搬送設備 No.3（ペレットスタッカレン） ペレット搬送設備 No.4（ペレットリフター） ペレット保管ラック E型（リフター） 燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒スタッカレン） 2ト天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1（粉末搬送容器昇降 リフト） ペレット搬送設備 No.2-1（SUSトレイ搬送装 置） ペレット搬送設備 No.2-2（波板移載装置） ペレット編成挿入機 No.1（波板移載装置） ペレット編成挿入機 No.2-1（ペレット保管箱 搬送機） 燃料棒搬送装置 No.8（燃料棒移載装置 No.8-1） 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1	搬送設備の停電時保 持能力検査	動力遮断時及び動力 再供給時に運搬物が保 持されていることを確 認する。	1回/年	燃料製造部長

削除

(1)④(ト)
第61条(施設定期自主
検査)の削除に伴う記
載の適正化。

(注2) 重要度分類第3類に該当するものを除く。

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13 施設定期自主検査（続き）

3. その他施設定期自主検査を行う設備（続き）

設備	検査対象	検査項目	検査内容	頻度	検査責任者
(1)その他施設定期自主検査を行う設備	気体廃棄設備 No.2	停電時の排風機自動起動機構の作動検査	停電模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回	設備管理部長
		故障時の排風機自動起動機構の作動検査	故障模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。		
	焼却設備	異常圧逃がし機構の作動検査	模擬信号等により異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年	環境安全部長
		失火検知機構の作動検査	失火模擬等により、可燃性ガス供給遮断機構が作動することを確認する。		
	粉末混合装置 粉末搬送機 プレス ペレット搬送設備 ペレット検査装置 セックス研削装置 乾燥機 クローブボックス 焙焼炉 ペレット編成挿入機 燃料棒解体装置 焼却設備 蒸発乾固装置 湿式除染機 乾式除染機 粉末調整用フード () 試料調整用フード () 粉末取扱フード () プレス () スクラップ処理装置 () 試験設備フード () クローブボックス () 実験用ドラフト () 小型天秤用フード ()	設備内風速・負圧の確認検査	フードの内部と部屋との差圧又は開口部の風速を測定し、負圧又は風速が適切に維持されていることを確認する。	1回/年	品質保証部長 燃料製造部長 環境安全部長
	第1種管理区域	第1種管理区域の負圧確認検査	外気に対して負圧に維持されていることを確認する。	1回/年	設備管理部長
	気体廃棄設備No.1(フィルタユニット) 気体廃棄設備No.2(フィルタユニット)	濾過装置の性能検査	フィルタ前後の差圧を確認するとともに、成績書によりフィルタの捕集効率を確認する。	1回/年	設備管理部長
	粉末・ペレット貯蔵容器I型	外観検査	内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長
		密封容器の弁、ガスケット等の検査	内容器ガスケットを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長
		未臨界検査	密封境界である内容器の水密性の維持のため、ガスケット、ボルト、内容器蓋内面を目視等により、有害な傷、割れ、損耗がないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長

削除

(1)④(ト)
第61条(施設定期自主検査)の削除に伴う記載の適正化。

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後						理由		
—	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（第59条の3、第62条の6第5項、第7項関係）						(1)④(ナ) 施設管理の追加に伴う 別表の追加。		
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者			
	第4条（核燃料物質の臨界防止）	第1項（単一ユニット）	形状寸法を制限する設備	点検	形状寸法の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長	
		第2項（複数ユニット）	粉末混合機 供給瓶	定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、模擬信号等により、質量管理インターロックが作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
		第3項（臨界警報装置）	単一ユニットを構成する設備	点検	設備の配置の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長	
	第5条（安全機能を有する施設の地盤）	第1項（耐震）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝	
		第1項（地盤）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	対象の建物が設置された地盤の状況の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		設備管理部長	
		第1項（耐震）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		各部長	
	第6条（地震による損傷の防止）	第2項（耐震重要度施設）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝		＝	
		第3項（耐震重要度施設）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝	
		第1項（津波）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝	
	第7条（津波による損傷の防止）	第1項（自然災害）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長	
		第2項（人為事象）	安全機能を有する施設を設置する建物 ^{注1}	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長	
		第3項（航空機落下）	加工事業変更許可申請書における評価により、該当なし。	＝	＝	＝		＝	
	第8条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）	第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟 第1廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵棟 第5廃棄物貯蔵棟	建物・構築物による侵入防止の維持を確認する。	点検	建物・構築物による侵入防止の維持を確認する。	1回/年		設備管理部長	
第1項第1号（逆流防止）		放射性液体廃棄物の廃棄設備	点検	設置状況、外観に使用上有害な欠陥（著しいキズ、へこみ）がないこと、放射性液体廃棄物が液体廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていること（該当する場合。）の維持を確認する。	1回/年	各部長			
粉末・ペレット貯蔵容器I型		内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを確認する。内容器ガasketを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを確認する。	点検	内容器内面、外容器外面等を目視により、有害な傷、割れ等がなく、塗装、形状に異常がないことを確認する。内容器ガasketを目視により、密封性能を損なう傷、損耗のないことを確認する。	1回/年	燃料製造部長			

注1 第1加工棟、第2加工棟、第1-3貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後						理由	
	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						(1)④(ナ) 施設管理の追加に伴う 別表の追加。	
	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者		計量・廃棄物管理グループ長
	第10条 (閉じ込めの機能)	第1項第2号 (UF6)	—	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—		燃料品質グループ長
		第1項第3号 (Pu等)	—		—	—		
		第1項第4号 (Pu等)	—		—	—		
		第1項第5号 (開口部風速)	定期事業者検査	設備内風速の確認検査において、開口部の風速が0.5m/秒以上であることを確認する。	1回/年	製造管理グループ長		
				粉末混合装置 粉末搬送機 プレス パレット搬送設備 パレット検査装置 センサ研削装置 乾燥機 グローブボックス 焙焼炉 パレット編成挿入機 燃料棒解体装置 粉末調整用フード () 試料調整用フード () 粉末取扱フード () プレス () 焼却設備 蒸発乾固装置 湿式除染機 乾式除染機 グローブボックス () 実験用ドラフト () 小型天秤用フード ()				
		第1項第6号 (部屋負圧)	巡視	第1種管理区域の各室の外気に対する差圧が19.6Pa(2mm水柱)以上の負圧であることの維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		
			点検	第1種管理区域の各室を有する建物・構築物の外壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと、各室の内壁面等に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないことの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		
		第1項第7号イ (床面壁面)	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		第1項第7号ロ (堰)	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
		第1項第7号ハ (排水路)	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長		
	第11条 (火災等による損傷の防止)	第1項(消火及び警報設備)	点検	警戒区域図等のおりに感知器等が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		
			点検	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長		
		定期事業者検査	技術基準第18条(警報設備等)に合わせて、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工務グループ長			

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後						理由		
—	別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）						(1)④(ナ) 施設管理の追加に伴う 別表の追加。		
	加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者			
	第11条（火災等による損傷の防止）	第2項（消火及び警報設備）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	—	—	—		—	
		第3項（不燃性又は難燃性）	安全機能を有する施設	点検	材質、設置状況の維持を確認する。	長期施設管理計画に基づく点検頻度		各部長	
		第4項（水素設備接地）	水素を使用する設備	点検	接地状況の維持を確認する。	1回/年		各部長	
		第5項（可燃性ガス滞留防止）	連続焼結炉 加熱炉（  共通）	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
			小型雰囲気可変炉（  共通） 熱伝導度測定装置（  共通） 融点測定装置（  共通） 熱分析装置（  共通）	定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、可燃性ガス検知器が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
			焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		環境安全部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、可燃性ガス検知器が作動することを確認する。	1回/年		計量・廃棄物管理グループ長	
		第6項（熱的制限値）	連続焼結炉 焙焼炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、過加熱防止機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
			連続焼結炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、冷却水圧力低下検知機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
		第7項第1号（空気混入防止）	連続焼結炉 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、自動窒素ガス切り替え機構が作動することを確認する。	1回/年		製造管理グループ長	
			連続焼結炉 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月		燃料製造部長	
				定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、フレームカーテンの作動状況を確認する。	1回/年		製造管理グループ長	

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）

加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者
第11条 （火災等による損傷の防止）	第7項第1号 （空気混入防止）	連続焼結炉 加熱炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、パイロットバーナーの失火検知による可燃性ガス供給停止の作動状況を確認する。	1回/年	製造管理グループ長
	第7項第2号 （可燃性ガス排出）	連続焼結炉 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、異常圧逃がし機構が作動することを確認する。	1回/年	計量・廃棄物管理グループ長
	第7項第3号 （可燃性ガス供給自動停止）	焼却設備	点検	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
			定期事業者検査	技術基準第18条（警報設備等）に合わせて、失火検知機構による可燃性ガス（都市ガス）の供給停止の作動状況を確認する。	1回/年	計量・廃棄物管理グループ長
第12条 （加工施設内における溢水による損傷の防止）	第1項（溢水）	遮水板	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長
第13条 （安全避難通路等）	第1項第1号（表示）	安全避難通路	点検	安全避難通路の維持を確認する。	1回/年	各部長
	第1項第2号（照明）	避難用照明	点検	避難用照明の維持を確認する。	1回/年	各部長
	第1項第3号（照明電源）	現場操作用照明	点検	照明及びその専用の電源の維持を確認する。	1回/年	各部長
第14条 （安全機能を有する施設）	第1項（環境条件）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の環境条件として、考慮すべき特段の変更がないことを確認する。	1回/年	各部長
	第2項（検査又は試験）	安全機能を有する施設	点検	検査又は試験、及び、保守又は修理において考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年	各部長
	第3項（内部飛来物）	安全機能を有する施設	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	各部長
	第4項（共用設備）	安全機能を有する施設	点検	共用する場合に考慮すべき特段の事項がないことを確認する。	1回/年	各部長
第15条 （材料及び構造）	第1項（強度及び耐食性）	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	＝	＝	＝	＝
	第2項（耐圧漏えい試験）		＝	＝	＝	＝

(1)④(ナ)
施設管理の追加に伴う
別表の追加。

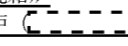
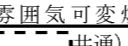
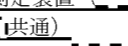
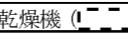
変更前 (令和元年6月11日付け認可)	変更後	理由																																										
	<p>別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 365 1463 449">加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)</th> <th data-bbox="1469 365 1955 449">対象</th> <th data-bbox="1961 365 2041 449">分類</th> <th data-bbox="2047 365 2312 449">施設管理の内容</th> <th data-bbox="2318 365 2433 449">頻度</th> <th data-bbox="2439 365 2543 449">検査責任者、管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 453 1463 506">第16条 (搬送設備等)</td> <td data-bbox="1469 453 1955 506">第1項第1号 (搬送能力)</td> <td data-bbox="1961 453 2041 506">点検</td> <td data-bbox="2047 453 2312 506">通常搬送能力の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2318 453 2433 506">1回/年</td> <td data-bbox="2439 453 2543 506">各部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 510 1463 562">第16条 (搬送設備等)</td> <td data-bbox="1469 510 1955 562">第1項第2号 (停電時保持)</td> <td data-bbox="1961 510 2041 562">定期事業者検査</td> <td data-bbox="2047 510 2312 562">搬送設備の停電時保持能力検査において、搬送中の搬送物が動力供給遮断後及び動力を再供給した場合にも安全に保持されていることを確認する。</td> <td data-bbox="2318 510 2433 562">1回/年</td> <td data-bbox="2439 510 2543 562">製造管理グループ長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 567 1463 1444"></td> <td data-bbox="1469 567 1955 1444"> 粉末混合設備 No.1 (粉末リフター) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶昇降リフト) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶移載機) 原料搬送設備 No.2 (粉末スタッカレン) 原料搬送設備 No.2 (粉末缶コンベア) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.1) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.2) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.3) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.4) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-1) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-2) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-1) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-2) ベレット搬送設備 No.3 (ベレットスタッカレン) ベレット搬送設備 No.4 (ベレットリフター) ベレット保管ラック E型 (リフター) 燃料棒搬送設備 No.7 (燃料棒スタッカレン) 2トン天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1 (粉末搬送容器昇降リフト) ベレット搬送設備 No.2-1 (SUS トレイ搬送装置) ベレット搬送設備 No.2-2 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.1 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.2-1 (ベレット保管箱搬送機) 燃料棒搬送装置 No.8 (燃料棒移載装置 No.8-1) 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1 </td> <td data-bbox="1961 567 2041 1444">=</td> <td data-bbox="2047 567 2312 1444">=</td> <td data-bbox="2318 567 2433 1444">=</td> <td data-bbox="2439 567 2543 1444">=</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1449 1463 1556">第17条 (核燃料物質の貯蔵)</td> <td data-bbox="1469 1449 1955 1556">第1項 (崩壊熱)</td> <td data-bbox="1961 1449 2041 1556">=</td> <td data-bbox="2047 1449 2312 1556">濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。</td> <td data-bbox="2318 1449 2433 1556">=</td> <td data-bbox="2439 1449 2543 1556">=</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1560 1463 1728">第18条 (警報設備等)</td> <td data-bbox="1469 1560 1955 1728">第1項 (警報)</td> <td data-bbox="1961 1560 2041 1612">点検</td> <td data-bbox="2047 1560 2312 1612">監視盤の警報ランプが作動することを確認する。</td> <td data-bbox="2318 1560 2433 1612">1回/月</td> <td data-bbox="2439 1560 2543 1612">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1617 1463 1728"></td> <td data-bbox="1469 1617 1955 1728"></td> <td data-bbox="1961 1617 2041 1728">定期事業者検査</td> <td data-bbox="2047 1617 2312 1728">自動火災報知設備の警報作動検査において、感知器等の機能が維持されていることを確認する。</td> <td data-bbox="2318 1617 2433 1728">1回/年</td> <td data-bbox="2439 1617 2543 1728">工務グループ長</td> </tr> </tbody> </table>	加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	第16条 (搬送設備等)	第1項第1号 (搬送能力)	点検	通常搬送能力の維持を確認する。	1回/年	各部長	第16条 (搬送設備等)	第1項第2号 (停電時保持)	定期事業者検査	搬送設備の停電時保持能力検査において、搬送中の搬送物が動力供給遮断後及び動力を再供給した場合にも安全に保持されていることを確認する。	1回/年	製造管理グループ長		粉末混合設備 No.1 (粉末リフター) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶昇降リフト) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶移載機) 原料搬送設備 No.2 (粉末スタッカレン) 原料搬送設備 No.2 (粉末缶コンベア) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.1) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.2) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.3) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.4) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-1) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-2) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-1) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-2) ベレット搬送設備 No.3 (ベレットスタッカレン) ベレット搬送設備 No.4 (ベレットリフター) ベレット保管ラック E型 (リフター) 燃料棒搬送設備 No.7 (燃料棒スタッカレン) 2トン天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1 (粉末搬送容器昇降リフト) ベレット搬送設備 No.2-1 (SUS トレイ搬送装置) ベレット搬送設備 No.2-2 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.1 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.2-1 (ベレット保管箱搬送機) 燃料棒搬送装置 No.8 (燃料棒移載装置 No.8-1) 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1	=	=	=	=	第17条 (核燃料物質の貯蔵)	第1項 (崩壊熱)	=	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	=	=	第18条 (警報設備等)	第1項 (警報)	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長			定期事業者検査	自動火災報知設備の警報作動検査において、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工務グループ長	(1)④(ナ) 施設管理の追加に伴う別表の追加。
加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者																																							
第16条 (搬送設備等)	第1項第1号 (搬送能力)	点検	通常搬送能力の維持を確認する。	1回/年	各部長																																							
第16条 (搬送設備等)	第1項第2号 (停電時保持)	定期事業者検査	搬送設備の停電時保持能力検査において、搬送中の搬送物が動力供給遮断後及び動力を再供給した場合にも安全に保持されていることを確認する。	1回/年	製造管理グループ長																																							
	粉末混合設備 No.1 (粉末リフター) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶昇降リフト) 粉末缶搬送機 No.2-1 (粉末缶移載機) 原料搬送設備 No.2 (粉末スタッカレン) 原料搬送設備 No.2 (粉末缶コンベア) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.1) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.2) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.3) 原料保管設備 E型 (粉末搬送機 No.4) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-1) 搬出入装置 No.1 (粉末缶移載装置 No.1-2) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-1) 搬出入装置 No.2 (粉末缶移載装置 No.2-2) ベレット搬送設備 No.3 (ベレットスタッカレン) ベレット搬送設備 No.4 (ベレットリフター) ベレット保管ラック E型 (リフター) 燃料棒搬送設備 No.7 (燃料棒スタッカレン) 2トン天井クレーン No.1 2.8ton 天井クレーン 5t クレーン 粉末搬送機 No.2-1 (粉末搬送容器昇降リフト) ベレット搬送設備 No.2-1 (SUS トレイ搬送装置) ベレット搬送設備 No.2-2 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.1 (波板移載装置) ベレット編成挿入機 No.2-1 (ベレット保管箱搬送機) 燃料棒搬送装置 No.8 (燃料棒移載装置 No.8-1) 2.5t フォークリフト No.1 小荷物専用昇降機 No.1	=	=	=	=																																							
第17条 (核燃料物質の貯蔵)	第1項 (崩壊熱)	=	濃縮度5%以下の酸化ウランを取り扱うため、事業所の加工施設は該当しない。	=	=																																							
第18条 (警報設備等)	第1項 (警報)	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長																																							
		定期事業者検査	自動火災報知設備の警報作動検査において、感知器等の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	工務グループ長																																							

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）

加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者
第18条（警報設備等）	第1項（警報）	連続焼結炉 加熱炉（ ) 共通	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	可燃性ガス検知器の警報作動検査において、検査用ガス（水素ガス）を吹付けた後、所定の時間内に警報ランプが表示するとともに、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		小型雰囲気可変炉（ ) 共通	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
		融点測定装置（ ) 共通	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
		焼却設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
		連続焼結炉 焙焼炉 セメント研削装置 乾燥機 脱ガス設備 加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
		焼却設備 スラッジ乾燥機（第1廃棄物貯蔵棟）	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
		スラッジ乾燥機（ ) 共通	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	品質保証部長
連続焼結炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長		
					定期事業者検査	冷却水圧力低下検知機構の作動検査において、冷却水圧力低下検知機構が冷却水の供給圧力低下を作動値の範囲内で検知するとともに、制御盤の警報表示灯が点灯又は点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。

(1)④(ナ)
施設管理の追加に伴う
別表の追加。

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）

加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者
第18条（警報設備等）	第1項（警報）	連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	自動窒素ガス切り替え機構の作動検査において、可燃性ガス圧力の低下により、①自動的に窒素ガスに切り替わることを確認する。②警報ランプが点灯するとともに、警報が吹鳴すること。その際、圧力指示計の指示値が表の警報設定圧力の範囲内であることを確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	空気混入防止機構の作動検査において、フレームカーテンの作動状況を確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		連続焼結炉加熱炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、パイロットバーナーの失火を検知し、緊急遮断弁の閉止と可燃性ガス供給停止の作動状況を確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		連続焼結炉加熱炉 小型雰囲気可変炉	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
			定期事業者検査	異常圧逃がし機構の作動検査において、異常圧逃がし機構が、模擬入力値及び指示調節計指示値の許容範囲内で作動することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長
		焼却設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
			定期事業者検査	異常圧逃がし機構の作動検査において、異常圧逃がし機構が、模擬入力値及び指示調節計指示値の許容範囲内で作動することを確認する。	1回/年	計量・廃棄物管理グループ長
		焼却設備	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長
			定期事業者検査	失火検知機構の作動検査において、可燃性ガス（都市ガス）の供給が遮断されるとともに、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	計量・廃棄物管理グループ長
		気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長
			定期事業者検査	負圧警報装置の警報作動検査において、模擬圧力により、警報作動範囲の負圧で、警報が作動することを確認する。	1回/年	工務グループ長

(1)④(ナ)
施設管理の追加に伴う
別表の追加。

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）

加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	
第18条（警報設備等）	第1項（警報）	第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開発室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	点検	液面高検知警報装置が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	各部長	
			点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	各部長	
		定期事業者検査	放射性液体廃棄物の廃棄施設の液面高検知警報装置の警報作動検査において、警報設定水位以上の状態を模擬した状態で、各設備・機器の各槽等に対応する警報ランプが作動し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。	1回/年	各グループ長		
		警報集中表示盤	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	設備管理部長	
			定期事業者検査	非常事態用警報の警報作動検査において、機能が正常であることを確認する。	1回/年	工務グループ長	
		漏水検知器	点検	漏水検知器が適切に据え付けられていることの維持を確認する。	1回/年	各部長	
			点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	各部長	
			定期事業者検査	水検知器の警報作動検査において、検知器の機能が維持されていることを確認する。	1回/年	各グループ長	
		ダストモニタ（排気用モニタ） ダストモニタ（換気用モニタ）	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長	
			定期事業者検査	ダストモニタ（排気用・換気用モニタ）の警報作動検査において、模擬入力装置の入力値が警報設定値の許容範囲内のとき、警報が作動することを確認する。その際、放射線監視盤の指示値が警報設定値の許容範囲内であることを確認する。また、監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。	1回/年	環境管理グループ長	
		ガンマ線エリアモニタ	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	環境安全部長	
			定期事業者検査	ガンマ線エリアモニタの警報作動検査において、模擬入力装置の入力値が警報設定値の許容範囲内の時、警報ランプが点滅し、警報ブザーが吹鳴することを確認する。その際、放射線監視盤の指示値が警報設定値の許容範囲内であることを確認する。また、監視盤からの警報信号を受け表示盤の警報が作動することを確認する。	1回/年	環境管理グループ長	
		第2項（インターロック）	粉末混合機 供給瓶	点検	監視盤の警報ランプが作動することを確認する。	1回/月	燃料製造部長
				定期事業者検査	質量管理インターロックの作動検査において、模擬信号等により、質量管理インターロックが作動し、警報設定値の許容範囲内で、警報が作動することを確認する。	1回/年	製造管理グループ長

(1)④(ナ)
施設管理の追加に伴う
別表の追加。

変更前（令和元年6月11日付け認可）

変更後

理由

別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）

加工施設の技術基準に関する規則第2章（安全機能を有する施設）		対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者
第18条（警報設備等）	第2項（インターロック）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	送排風機の起動停止インターロックの作動検査において、①起動時には排気系統が給気系統より先に起動し、停止時には、給気系統が排気系統より先に停止することを確認する。②送排風機の停止時には、逆流防止ダンパが閉止することを確認する。	1回/年	工務グループ長
		気体廃棄設備 No.2	定期事業者検査	停電時の排風機自動起動機構の作動検査において、停電模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年	工務グループ長
				故障時の排風機自動起動機構の作動検査において、故障模擬等により、排風機自動起動機構が作動することを確認する。	1回/年	
		緊急遮断弁	定期事業者検査	緊急遮断弁の作動検査において、地震時及び可燃性ガス検知時を模擬し、緊急遮断弁が作動することを確認する。	1回/年	工務グループ長
第19条（放射線管理施設）	第1項第1号（排気口）	ダストモニタ（排気用モニタ）	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長
	第1項第2号（排水口）	低バックグラウンドカウンタ	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長
	第1項第3号（空気中濃度・表面密度）	低バックグラウンドカウンタ	点検	保安規定第62条の6に基づく保全計画における点検計画の一つとして、保安規定第53条に基づく点検により、設置状況の維持を確認する。	1回/年	環境安全部長
第20条（廃棄施設）	第1項第1号（濃度限度以下とする廃棄能力）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2	点検	保安規定第74条第3項及び保安規定第75条第3項に基づいて測定した放射性廃棄物を廃棄した際の放射性物質の濃度の記録により、当該濃度が原子力規制委員会の定める値以下であることを維持を確認する。	1回/3月	設備管理部長
		第2 廃液処理設備 W1 廃液処理設備				環境安全部長
	第1項第2号（区別、逆流防止）	気体廃棄設備 No.1 気体廃棄設備 No.2 第1 廃液処理設備 第2 廃液処理設備 貯留設備 分析廃液処理設備 開発室廃液処理設備 W1 廃液処理設備	点検	適切に据付けられており、外観に使用上有害な欠陥（著しいキズ、へこみ）がないこと、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていることの維持を確認する。なお、当該設備が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されていない場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流しない措置が施されていることの維持を確認する。	1回/年	各部長

(1)④(ナ)
施設管理の追加に伴う
別表の追加。

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後						理由																																																																																																
	<p>別表13の2 定期事業者検査、点検及び巡視（続き）</p> <table border="1" data-bbox="1347 365 2525 1839"> <thead> <tr> <th data-bbox="1347 365 1466 449">加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)</th> <th data-bbox="1472 365 1620 449">対象</th> <th data-bbox="1626 365 1834 449">分類</th> <th data-bbox="1840 365 2297 449">施設管理の内容</th> <th data-bbox="2303 365 2436 449">頻度</th> <th data-bbox="2442 365 2525 449">検査責任者、管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1347 453 1466 919">第20条（廃棄施設）</td> <td data-bbox="1472 453 1620 558">第1項第3号（排気口以外の排気のないこと）</td> <td data-bbox="1626 453 1834 558">点検</td> <td data-bbox="1840 453 2297 558">排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 453 2436 558">1回/年</td> <td data-bbox="2442 453 2525 558">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 562 1620 810">第1項第4号（ろ過装置）</td> <td data-bbox="1626 562 1834 810">点検</td> <td data-bbox="1840 562 2297 810">高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 562 2436 810">1回/年</td> <td data-bbox="2442 562 2525 810">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1626 814 1834 919">巡視</td> <td data-bbox="1840 814 2297 919">高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 814 2436 919">1回/月</td> <td data-bbox="2442 814 2525 919">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 919 1620 1058">第1項第5号（排水口以外の排水のないこと）</td> <td data-bbox="1626 919 1834 1058">点検</td> <td data-bbox="1840 919 2297 1058">排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 919 2436 1058">1回/年</td> <td data-bbox="2442 919 2525 1058">環境安全部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1062 1466 1167">第21条（核燃料物質等による汚染の防止）</td> <td data-bbox="1472 1062 1620 1167">第1項（汚染防止）</td> <td data-bbox="1626 1062 1834 1167">巡視</td> <td data-bbox="1840 1062 2297 1167">壁、床の状態の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1062 2436 1167">1回/月</td> <td data-bbox="2442 1062 2525 1167">各部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1171 1466 1276">第22条（遮蔽）</td> <td data-bbox="1472 1171 1620 1276">第1項（工場周辺の線量）</td> <td data-bbox="1626 1171 1834 1276">点検</td> <td data-bbox="1840 1171 2297 1276">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1171 2436 1276">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1171 2525 1276">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 1281 1620 1386">第2項（遮蔽設備、開口部・貫通部）</td> <td data-bbox="1626 1281 1834 1386">点検</td> <td data-bbox="1840 1281 2297 1386">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1281 2436 1386">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1281 2525 1386">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1390 1466 1495">第23条（換気設備）</td> <td data-bbox="1472 1390 1620 1495">第1項第1号（換気能力）</td> <td data-bbox="1626 1390 1834 1495">定期事業者検査</td> <td data-bbox="1840 1390 2297 1495">気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。</td> <td data-bbox="2303 1390 2436 1495">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1390 2525 1495">工務グループ長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 1499 1620 1604">第1項第2号（逆流防止）</td> <td data-bbox="1626 1499 1834 1604">点検</td> <td data-bbox="1840 1499 2297 1604">核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1499 2436 1604">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1499 2525 1604">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 1608 1620 1713">第1項第3号（ろ過装置）</td> <td data-bbox="1626 1608 1834 1713">点検</td> <td data-bbox="1840 1608 2297 1713">高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1608 2436 1713">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1608 2525 1713">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 1717 1466 1822">第24条（非常用電源設備）</td> <td data-bbox="1472 1717 1620 1822">第1項（発電設備）</td> <td data-bbox="1626 1717 1834 1822">点検</td> <td data-bbox="1840 1717 2297 1822">非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1717 2436 1822">1回/月</td> <td data-bbox="2442 1717 2525 1822">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1626 1827 1834 1932">定期事業者検査</td> <td data-bbox="1840 1827 2297 1932">非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。</td> <td data-bbox="2303 1827 2436 1932">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1827 2525 1932">工務グループ長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 1936 1620 2041">第2項（無停電電源装置）</td> <td data-bbox="1626 1936 1834 2041">点検</td> <td data-bbox="1840 1936 2297 2041">無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 1936 2436 2041">1回/年</td> <td data-bbox="2442 1936 2525 2041">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1347 2045 1466 2100">第25条（通信連絡設備）</td> <td data-bbox="1472 2045 1620 2100">第1項（通信連絡設備）</td> <td data-bbox="1626 2045 1834 2100">巡視</td> <td data-bbox="1840 2045 2297 2100">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 2045 2436 2100">1回/月</td> <td data-bbox="2442 2045 2525 2100">設備管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1472 2104 1620 2100">第2項（外部への通信連絡）</td> <td data-bbox="1626 2104 1834 2100">巡視</td> <td data-bbox="1840 2104 2297 2100">設置状況の維持を確認する。</td> <td data-bbox="2303 2104 2436 2100">1回/月</td> <td data-bbox="2442 2104 2525 2100">設備管理部長</td> </tr> </tbody> </table>						加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者	第20条（廃棄施設）	第1項第3号（排気口以外の排気のないこと）	点検	排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第1項第4号（ろ過装置）	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長			巡視	高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		第1項第5号（排水口以外の排水のないこと）	点検	排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	環境安全部長	第21条（核燃料物質等による汚染の防止）	第1項（汚染防止）	巡視	壁、床の状態の維持を確認する。	1回/月	各部長	第22条（遮蔽）	第1項（工場周辺の線量）	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第2項（遮蔽設備、開口部・貫通部）	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第23条（換気設備）	第1項第1号（換気能力）	定期事業者検査	気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。	1回/年	工務グループ長		第1項第2号（逆流防止）	点検	核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長		第1項第3号（ろ過装置）	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第24条（非常用電源設備）	第1項（発電設備）	点検	非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。	1回/月	設備管理部長			定期事業者検査	非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年	工務グループ長		第2項（無停電電源装置）	点検	無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長	第25条（通信連絡設備）	第1項（通信連絡設備）	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長		第2項（外部への通信連絡）	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長	(1)④(ナ) 施設管理の追加に伴う 別表の追加。
加工施設の技術基準に関する規則第2章(安全機能を有する施設)	対象	分類	施設管理の内容	頻度	検査責任者、管理者																																																																																																		
第20条（廃棄施設）	第1項第3号（排気口以外の排気のないこと）	点検	排気口以外の箇所において放射性気体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
	第1項第4号（ろ過装置）	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていること（高性能エアフィルタについて、JIS Z4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」に基づき又は準じた方法により測定した捕集効率が99.97%以上であること）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
		巡視	高性能エアフィルタ前後の差圧の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長																																																																																																		
	第1項第5号（排水口以外の排水のないこと）	点検	排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出することがないものであることの維持を確認する。	1回/年	環境安全部長																																																																																																		
第21条（核燃料物質等による汚染の防止）	第1項（汚染防止）	巡視	壁、床の状態の維持を確認する。	1回/月	各部長																																																																																																		
第22条（遮蔽）	第1項（工場周辺の線量）	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
	第2項（遮蔽設備、開口部・貫通部）	点検	設置状況の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
第23条（換気設備）	第1項第1号（換気能力）	定期事業者検査	気体廃棄設備の処理能力検査により、風量を測定し、所定の換気能力以上であることを確認する。	1回/年	工務グループ長																																																																																																		
	第1項第2号（逆流防止）	点検	核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
	第1項第3号（ろ過装置）	点検	高性能エアフィルタが取り付けられていることの維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
第24条（非常用電源設備）	第1項（発電設備）	点検	非常用電源設備が正常に起動することの維持を確認する。	1回/月	設備管理部長																																																																																																		
		定期事業者検査	非常用電源設備の作動検査により、非常用電源設備が自動起動し、所定の時間内に所定の電圧及び周波数が確立されることを確認する。	1回/年	工務グループ長																																																																																																		
	第2項（無停電電源装置）	点検	無停電電源装置（バッテリー）の維持を確認する。	1回/年	設備管理部長																																																																																																		
第25条（通信連絡設備）	第1項（通信連絡設備）	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長																																																																																																		
	第2項（外部への通信連絡）	巡視	設置状況の維持を確認する。	1回/月	設備管理部長																																																																																																		

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
別表14～別表17は省略	変更なし	

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																																																																
<p>別表18 保安に関する記録（第73条、第97条関係）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="136 405 1249 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の<u>検査</u>記録 イ 使用前<u>検査</u>の結果</td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>施設定期検査の結果</u></td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4の2の規定による<u>検査の結果</u></td> <td><u>検査のつど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u></td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一事項に関する次の<u>検査</u>のときまでの期間。 (注2) <u>検査終了</u>後5年が経過するまでの期間。</p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の <u>検査</u> 記録 イ 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)	ロ <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)	ハ 加工規則第7条の4の2の規定による <u>検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	設備を所管する担当部長	(注2)	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間	管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間	<p>別表18 保安に関する記録（<u>第13条の3、第59条の2、第59条の3、第73条、第97条関係</u>）</p> <p>1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1383 405 2496 1377"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の<u>施設管理に係る</u>記録 イ 使用前<u>確認</u>の結果</td> <td><u>確認の都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>(注1)</td> </tr> <tr> <td>ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u>（注4）</td> <td><u>施設管理の実施の都度</u></td> <td>(注4)に示す担当部長</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による<u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u></td> <td><u>評価の都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注3)</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度</td> <td>毎日1回 3月ごと1回</td> <td>環境安全部長 環境安全部長</td> <td>10年間 10年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量</td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</u></td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u></td> <td>毎週1回</td> <td>環境安全部長</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 同一事項に関する次の<u>確認</u>のときまでの期間。 (注2) <u>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</u>。 (注3) <u>評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</u> (注4) <u>施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。（かっこ内は保管責任者を示す。）</u></p> <p>(1) <u>設工認申請書（環境安全部長）</u> (2) <u>補修等の工事を実施した記録（設備管理部長）</u> (3) <u>巡視の結果の記録（設備を所管する担当部長）</u> (4) <u>定期点検等の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）</u> (5) <u>使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計画及び実績（設備を所管する担当部長）</u></p>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の <u>施設管理に係る</u> 記録 イ 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認の都度</u>	環境安全部長	(注1)	ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> （注4）	<u>施設管理の実施の都度</u>	(注4)に示す担当部長	(注2)	ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	設備を所管する担当部長	(注3)	2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間	ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間	<u>及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間	<p>(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)⑩ その他の記載の適正化。</p>
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
1. 加工施設の <u>検査</u> 記録 イ 使用前 <u>検査</u> の結果	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ロ <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ハ 加工規則第7条の4の2の規定による <u>検査の結果</u>	<u>検査のつど</u>	設備を所管する担当部長	(注2)																																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>並びに放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																															
1. 加工施設の <u>施設管理に係る</u> 記録 イ 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認の都度</u>	環境安全部長	(注1)																																																															
ロ <u>加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</u> （注4）	<u>施設管理の実施の都度</u>	(注4)に示す担当部長	(注2)																																																															
ハ 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による <u>施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</u>	<u>評価の都度</u>	設備を所管する担当部長	(注3)																																																															
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度 1日間の平均濃度 3月間の平均濃度	毎日1回 3月ごと1回	環境安全部長 環境安全部長	10年間 10年間																																																															
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															
<u>及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</u>	毎週1回	環境安全部長	10年間																																																															

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由
								(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)⑩ その他の記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量並びに女子放射線業務従事者(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	(注3)	ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに妊娠中の女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	毎年度1回 但し、女子にあっては3ヶ月毎に1回 また、妊娠中の女子にあっては1ヶ月毎に1回	環境安全部長	(注5)	
ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	(注3)	ニ 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	環境安全部長	(注5)	
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	そのつど	環境安全部長	(注3)	ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	(注5)	
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	(注3)	ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	(注5)	
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬のつど	燃料製造部長	1年間	ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1年間	
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時場所及び方法	保管廃棄のつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
リ 放射性廃棄物を容器に封入し又は容器に固化した場合にはその方法	封入又は固化のつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固化した場合には、その方法	封入又は固化の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	
(注3)「その記録に係る者が従事者でなくなった場合又は、その記録を保存している期間が5年を超えた場合、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。				(注5)「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。				

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後				理由																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の<u>つど</u> (連続式にあつては連続して)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の<u>つど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻</td> <td>操作の開始及び交代の<u>つど</u> (注5)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の<u>つど</u></td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>5. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の時</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その<u>つど</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>つど</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>つど</u> (注5)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 保守記録				イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の <u>つど</u>	設備管理部長	1年間	5. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の時	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 操作記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量</td> <td>挿入の<u>都度</u> (連続式にあつては連続して)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)</td> <td>連続して</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の<u>都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ニ 警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻</td> <td>操作の開始及び交代の<u>都度</u> (注7)</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>4. 加工施設の事故記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ハ 事故の原因</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>ニ 事故後の処置</td> <td>その<u>都度</u></td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	3. 操作記録				イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>都度</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間	ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間	ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>都度</u> (注7)	設備を所管する担当部長	1年間	4. 加工施設の事故記録				イ 事故の発生及び復旧の日時	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 事故の原因	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 事故後の処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。 (2)⑩ その他の記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																																																																	
3. 操作記録																																																																																																																				
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>つど</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注4)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>つど</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>つど</u> (注5)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
4. 保守記録																																																																																																																				
イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の <u>つど</u>	設備管理部長	1年間																																																																																																																	
5. 加工施設の事故記録																																																																																																																				
イ 事故の発生及び復旧の時	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ハ 事故の原因	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ニ 事故後の処置	その <u>つど</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																																																																																																	
3. 操作記録																																																																																																																				
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の <u>都度</u> (連続式にあつては連続して)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値 (注6)	連続して	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その <u>都度</u>	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代時刻	操作の開始及び交代の <u>都度</u> (注7)	設備を所管する担当部長	1年間																																																																																																																	
4. 加工施設の事故記録																																																																																																																				
イ 事故の発生及び復旧の日時	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ハ 事故の原因	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
ニ 事故後の処置	その <u>都度</u>	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																																																																																																	
(注4) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。 (注5) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。				(注6) 熱的制限値を有する加工設備の温度とする。 (注7) 排風機のように、加工設備以外の設備であって連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であって自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。																																																																																																																

変更前（令和元年6月11日付け認可）				変更後	理由																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td>評価のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td>評価のつど</td> <td>燃料製造部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td>評価のつど</td> <td>設備管理部長</td> <td>(注7)</td> </tr> <tr> <td>ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</td> <td>計画策定のつど</td> <td>設備管理部長</td> <td>(注7)</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果				イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価のつど	環境安全部長	(注7)	(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価のつど	燃料製造部長	(注7)	ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価のつど	設備管理部長	(注7)	ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定のつど	設備管理部長	(注7)	削除	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																										
9. 加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果																													
イ(1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価のつど	環境安全部長	(注7)																										
(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価のつど	燃料製造部長	(注7)																										
ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価のつど	設備管理部長	(注7)																										
ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定のつど	設備管理部長	(注7)																										
<p>(注7) 加工規則第7条第7項に定める期間</p>																													

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後				理由																																
	<p>2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1380 325 2493 1449"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更に伴う別表の変更。																				
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間																																		
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間																																		
<p>2. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="136 1522 1249 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除のつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>そのつど</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3)核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催のつど</td> <td>安全管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3)核燃料安全委員会の議事録	開催のつど	安全管理グループ長	5年間	<p>3. その他保安に係る記録</p> <table border="1" data-bbox="1380 1522 2493 1938"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)管理区域の設定、解除の状況</td> <td>設定、解除の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td>(3)核燃料安全委員会の議事録</td> <td>開催の都度</td> <td>安全管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間	(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間	(2)⑩ その他の記載の適正化。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除のつど	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																																		
(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	そのつど	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																		
(3)核燃料安全委員会の議事録	開催のつど	安全管理グループ長	5年間																																		
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																		
(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間																																		
(2)第98条第1項第4号、第1項第5号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																																		
(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	安全管理グループ長	5年間																																		

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由																																				
—	<p>4. 整備規則^(注9) 附則（経過措置）第7条に基づき加工規則第7条第1項に定める期間を読み替えて従前の別表18を準用し保存する記録</p> <table border="1" data-bbox="1380 367 2493 1081"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保管責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の検査記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注10)</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>環境安全部長</td> <td>(注11)</td> </tr> <tr> <td>ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>(注12)</td> </tr> <tr> <td>4. 保守記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>設備を所管する担当部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名</td> <td>修理の都度</td> <td>設備管理部長</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>各部長、品質・安全管理室長</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注9) 原子力規制委員会規則第12号 令和2年3月17日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年4月1日施行）</p> <p>(注10) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。</p> <p>(注11) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。</p> <p>(注12) 検査終了後5年が経過するまでの期間。</p> <p>(注13) 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保安委員会の記録 (2) 教育・訓練の記録 (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録 (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録 (5) 設計変更及びそのレビューの記録 (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録 (7) 組織外の所有物に関する記録 (8) 計量標準の記録 (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録 (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録 (11) 不適合の処置の結果の記録 (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録 	記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	1. 加工施設の検査記録				イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)	ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)	4. 保守記録				イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間	ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間	8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更の経過措置の反映。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																																			
1. 加工施設の検査記録																																						
イ 使用前検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注10)																																			
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	環境安全部長	(注11)																																			
ハ 旧加工規則第7条の4の2の規定による検査の結果	検査の都度	設備を所管する担当部長	(注12)																																			
4. 保守記録																																						
イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	設備を所管する担当部長	1年間																																			
ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	設備管理部長	1年間																																			
8. 旧加工規則第7条の2の2の品質保証計画に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注13） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間																																			

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後				理由																								
—	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1380 289 1961 359">記録事項</th> <th data-bbox="1967 289 2151 359">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2157 289 2318 359">保管責任者</th> <th data-bbox="2323 289 2496 359">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1380 363 1961 432">9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果</td> <td data-bbox="1967 363 2151 432"></td> <td data-bbox="2157 363 2318 432"></td> <td data-bbox="2323 363 2496 432"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 436 1961 506">イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td> <td data-bbox="1967 436 2151 506">評価の都度</td> <td data-bbox="2157 436 2318 506">環境安全部長</td> <td data-bbox="2323 436 2496 506">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 510 1961 579">ロ (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td> <td data-bbox="1967 510 2151 579">評価の都度</td> <td data-bbox="2157 510 2318 579">燃料製造部長</td> <td data-bbox="2323 510 2496 579">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 583 1961 653">ハ 経年変化に関する技術的な評価の結果</td> <td data-bbox="1967 583 2151 653">評価の都度</td> <td data-bbox="2157 583 2318 653">設備管理部長</td> <td data-bbox="2323 583 2496 653">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 657 1961 726">ニ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画</td> <td data-bbox="1967 657 2151 726">計画策定の都度</td> <td data-bbox="2157 657 2318 726">設備管理部長</td> <td data-bbox="2323 657 2496 726">加工規則第7条第7項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>				記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間	9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果				イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ロ (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ハ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に定める期間	ニ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に定める期間	(1)③(ア) 保安に関する記録の変更の経過措置の反映。
記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間																										
9. 旧加工規則第7条の8の2の規定による加工施設の定期的な評価の結果																													
イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	環境安全部長	加工規則第7条第7項に定める期間																										
ロ (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度	燃料製造部長	加工規則第7条第7項に定める期間																										
ハ 経年変化に関する技術的な評価の結果	評価の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に定める期間																										
ニ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画	計画策定の都度	設備管理部長	加工規則第7条第7項に定める期間																										

変更前（令和元年6月11日付け認可）

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条、第11条関係）

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
規則	第3条の2	—	安全文化醸成実施規則	保社-2006
	第4条	第5条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第4条	第8条、第9条、第10条	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第4条	第5条	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第4条	第6条、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004
	第4条	—	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
基準	第4条	—	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
	第11条	—	保安文書管理基準	基保-025
	第12条	第3条	調達管理基準	基保-022
	第12条	—	設計管理基準	基保-021
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
	第14条、第15条、第15条の2	第62条の2	評価・改善基準	基保-023
	第21条	第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第23条	第24条	教育訓練基準	基保-007
	第25条、第26条、第66条、第67条	第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037
	第25条、第26条	第29条、第32条、第65条の2	巡視・点検基準	基保-036
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012
	第38条、第39条、第71条、第72条	第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001
	第38条、第39条	第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第38条、第39条、第66条、第67条	第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第11条、第58条、第59条、第61条	第32条、第60条、第62条、第65条の2	施設定期自主検査基準（設備管理部）	基保-013
			施設定期自主検査基準（環境安全部）	基保-027
			施設定期自主検査基準（燃料製造部）	基保-031
			施設定期自主検査基準（品質保証部）	基保-033
	第11条、第58条、第59条	第32条、第34条、第62条の2～第65条の2	補修及び改造基準	基保-018
	第71条、第72条	第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009
	第24条、第25条、第26条、第37条の2	第30条の2、第37条の3	初期消火活動基準	基保-038
	第24条、第81条、第82条	第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006
	第94条、第95条	第62条の2、第96条	定期評価基準	基保-024
第97条	—	記録管理基準	基保-016	
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	事故等対処活動基準	基保-039	

変更後

別表19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条関係）

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
QMS	第4条、第4条の2	第4条の3、第11条の4	保安品質保証計画書	保社-1001
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条	保安品質方針、保安品質目標の運用規則	保社-2004
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006
	—	第4条の2、第4条の4、第4条の5、第7条の2、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
基準	第4条	第4条の2、第4条の4、第7条の2、第12条の11～第12条の14	保安文書管理基準	基保-025
	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の12、第12条の16	調達管理基準	基保-022
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023
	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007
	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012
	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001
	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の12～第12条の15、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条の2、第85条	補修及び改造基準	基保-018
第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009	
第24条、第25条、第26条、第37条の2	第30条の3、第37条の3	初期消火活動基準	基保-038	
第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006	
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016	
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039	

(1)④(ヌ)
保安品質マネジメントシステム及び施設管理に関する事項の追加及び変更に伴う記載の適正化、その他記載の適正化。

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
別表 2 0 ~ 別表 2 1 は省略	変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>添付 1 <u>火災又は爆発、内部溢水、その他自然現象等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>において規定する事項 (第 30 条の 3 関係)</p>	<p>添付 1 <u>設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動</u>において規定する事項 (第 30 条の 3 関係)</p>	<p>(1)④(ネ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変更前（令和元年6月11日付け認可）	変更後	理由
1. <u>火災等発生時</u> （内部火災） （各区分において規定する事項は省略）	1. <u>設計想定事象の発生時</u> （内部火災） 変更なし	(1)④(ネ) 加工規則の条文の変更 に伴う記載の適正化。
1. <u>火災等発生時</u> （外部火災） （各区分において規定する事項は省略）	1. <u>設計想定事象の発生時</u> （外部火災） 変更なし	
2. <u>内部溢水発生時</u> （各区分において規定する事項は省略）	2. <u>設計想定事象の発生時</u> <u>内部溢水</u> 変更なし	
3. <u>自然現象発生時</u> （地震） （各区分において規定する事項は省略）	3. <u>設計想定事象の発生時</u> （地震） 変更なし	
3. <u>自然現象発生時</u> （竜巻） （各区分において規定する事項は省略）	3. <u>設計想定事象の発生時</u> （竜巻） 変更なし	
3. <u>自然現象発生時</u> （火山活動（降下火砕物）） （各区分において規定する事項は省略）	3. <u>設計想定事象の発生時</u> （火山活動（降下火砕物）） 変更なし	
3. <u>自然現象発生時</u> （積雪） （各区分において規定する事項は省略）	3. <u>設計想定事象の発生時</u> （積雪） 変更なし	
3. <u>自然現象発生時</u> （生物学的事象） （各区分において規定する事項は省略）	3. <u>設計想定事象の発生時</u> （生物学的事象） 変更なし	
4. <u>加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材等の整備</u> （各区分において規定する事項は省略）	4. <u>設計想定事象の発生時</u> （その他） 変更なし	

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の<u>保全</u>のための活動を行う体制の整備において規定する事項 (第 30 条の 4 関係)</p>	<p>添付 2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の<u>必要な機能を維持</u>するための活動において規定する事項 (第 30 条の 4 関係)</p>	<p>(1)④(ノ) 加工規則の条文の変更に伴う記載の適正化。</p>

変 更 前 (令和元年 6 月 11 日付け認可)	変 更 後	理 由
<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時 (各区分において規定する事項は省略)</p>	<p>1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時 変更なし</p>	<p>(1)④(ノ) 加工規則の条文の変更 に伴う記載の適正化。</p>